

第3回定例会会議録

平成27年 9月 8日（火）

開 議 午前10時00分

○議長（笹沢 武君） おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

なお、櫻井教育長、公務出張のため午後から欠席する旨の届け出がありましたので、お伝えをいたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

―――日程第1 一般質問―――

○議長（笹沢 武君） 日程に従いまして、これより一般通告質問を続行いたします。

頁	通告番号	氏 名	件 名
179	6	内 堀 恵 人	新クリーンセンター建設の進捗状況について
197	7	徳 吉 正 博	副町長就任の感想と抱負は
			出前町長室について
			町の緊急医療について
205	8	池 田 健一郎	町の産業振興政策の遂行と今後について
222	9	奥 田 敏 治	介護保険の改定による変化について
225	10	市 村 千恵子	マイナンバー制度の情報管理は万全か
			さらなる安心・安全な町づくりを

通告6番、内堀恵人議員の質問を許可いたします。

内堀恵人議員。

（11番 内堀恵人君 登壇）

○11番（内堀恵人君） 皆さん、おはようございます。通告6番、議席ナンバー11番、

内堀恵人です。

今回、1件、新クリーンセンター建設の進捗状況についてということでお伺いをしたいと思います。

この質問は、昨年12月の定例議会で質問をいたしました。その後の経過と今後についてということで質問をしたいと思います。

新クリーンセンター建設計画は、1市3町で始まり、進んでまいりました。町にとってはなくてはならない重要な施設であり、ごみの問題は町が責任を持って処理をしていかなければならないものでございます。環境面、稼働期間、いろんなことを考えれば、次の世代にまたがる長期なものでございます。

今回の建設場所の地籍は佐久市ではありますが、実質は御代田町が地元だと思います。そして、建設計画の中では、来月、10月1日に造成工事が始まる予定であります。あと20日ばかりしかありません。地元要望を1市3町のトップの会議、首長会議の中で地元要望を受け入れられるか、地元からの建設同意がもらえる、予定どおり建設同意がもらえ、予定どおり工事が始まるか質問をしていきたいと思っております。

まず、今までの経過について説明をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 荻原 浩町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） それでは、新クリーンセンター整備に関するこれまでの経過につきましては、ただいま内堀議員がおっしゃいましたとおり、昨年12月の議会定例会で答弁しておりますので、今回はその後の進捗状況について説明をいたします。

まず、面替区からの要望に対する回答につきましては、5月27日、6月1日、6月9日及び7月8日と、計4回の面替区役員会での協議を経まして、7月21日に面替区佐久市ごみ処理施設建設対策協議会の了承を得ましたので、7月24日付で面替区に回答書を提出いたしました。

8月23日には面替区民に対する回答内容の説明会を開催し、建設合意に当たる地区協定の締結に向けての協議を進めるということで了承を得ました。

9月2日には地区協定に関する面替区役員会が開催されまして、現在面替区の対策協議会に諮る協定書の原案の作成を進めているところでございます。

今後、面替区役員会及び対策協議会での協議がスムーズに進むよう、一部事務組合とともに取り組んでまいります。

また、豊昇区及び児玉区から提出されている要望書に対する回答につきましては、7月22日に両区長に回答書の案を示しているところでございます。

環境影響評価、環境アセスの手続につきましては、4月27日付で評価書が報告されまして、1カ月の縦覧期間を経て、6月12日に豊昇区、6月14日に面替区で説明会を開催いたしました。児玉区につきましては、区の意向によりまして概要版の各戸回覧を行っております。

現在、希少樹木ヤエガワカンバですとかオニヒョウタンボクの移植など、評価書に基づく環境保全措置が始まり、工事期間中及び稼働後の事後評価を実施する専門業者が決定しているところでございます。

都市計画決定の手続につきましては、2月12日に素案の説明会が役場の大会議室で開催され、2月20日から3月6日まで素案の縦覧期間があり、4月10日から4月24日までの計画案の縦覧を経て、5月12日に町の都市計画審議会に諮問し、7月8日付で都市計画決定を告示いたしました。

一部事務組合の議会につきましては、3月25日に第1回定例会、5月26日に第1回臨時会、7月17日に第2回の臨時会、8月26日に第3回臨時会が開催されてきております。

経過につきましては、以上のとおりでございます。

○議長（笹沢 武君） 内堀議員。

○11番（内堀恵人君） 今課長のほうから昨年の12月から今までの経過ということで説明をいただきました。順調に進んでいるような状況で、ちょっと安心してきているところでございますけれども、先月、8月の全員協議会の中で、建設費が非常に高騰したと、当初の計画の中では建設費は84億、そしてこの間の説明の中では103億ということで、19億建設費が上がったと、また運営費については20年間で138億、当初の計画から92億に減ったと、46億減ったわけですがけれども、これについて余りにも変動がありますので、説明をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

○町民課長（荻原 浩君） お答えいたします。

総事業費につきましては、平成26年9月時点では、議員おっしゃいましたとお

り整備費 84 億円と 20 年間の運営費 138 億円で、総事業費が 222 億円と試算していましたが、このたび組合予算の債務負担行為の限度額の設定に当たりまして、本年の 4 月時点における事業費を組合のほうで精査しましたところ、整備費が 103 億円と運営費 92 億円で総事業費が 195 億円となりました。労務単価や建設資材の高騰、物価上昇率などにより、本体の建設工事費及び事前の造成工事費、物件移転補償費などの整備費は 19 億円の増となりました。

一方で、20 年間の運営費につきましては、公設公営方式から公設民営の DBO 方式に変更したこと、また、余熱利用を高効率発電としたことにより売電収入が見込めるようになったこと、また、南佐久郡の町村の受託費を見込んだことなどの理由によりまして 46 億円の減額となり、事業費の総額につきましては 27 億円の減額というふうになっております。

個別の事業費につきましては、本体建設工事費が約 87 億 7,800 万円、敷地造成工事費が約 7 億 9,500 万円、用地取得費が約 1 億 3,800 万円、物件の補償料が約 8,000 万円などとなっております。

なお、当町の実質負担額につきましては、整備費 103 億円のうち約 3 億 5,000 万円、約 3.4% に当たりますが、となります。1 年当たりの運営費につきましては、4 億 6,000 万円のうち約 1,700 万円、こちらは約 3.7% と試算されているところでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 内堀議員。

○11 番（内堀恵人君） 今課長のほうからお話がありました。建設費の高騰、これはいろいろ消費税も上がり、物価も上がりということで、これは仕方がないかなと思っているわけですが、19 億の増加ということで、ちょっと上がってるなというような気がいたします。

運営費については、売電だとかいろんなことをいただいて 46 億減ったと、非常に減ることはよかったわけですが、最初の試算の計算が甘かったんじゃないかなというような気がいたします。いずれにしても減ったと、この運営費について減ったということは非常にありがたいことでもあります。

そして、今、町の負担金が建設費は 3 億 5,000 万、もう一度この建設費と運営費について町の負担金についてちょっともう一度説明してください。

○議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

○町民課長（荻原 浩君） 整備費103億円のうち、当町の実質の負担額につきましては約3億5,000万円、3.4%に当たります。それと、先ほどの20年間の整備費が92億円というふうに減額されてきておりますので、これを20年で割りますと1年間の整備費が、運営費が約4億6,000万円、全体で4億6,000万円となりますので、このうちの町負担部分は1年間で1,700万円、こちらが約3.7%に当たりますが、そういうふうに試算されているところでございます。

○議長（笹沢 武君） 内堀議員。

○11番（内堀恵人君） 負担金については、建設費の負担金については、たしか3億、前のあれは3億2,000万ぐらいでしたか、そういうことでちょっとふえましたけれども、全体になって減ったということで、町にとってはありがたいと、こんなように思います。

それでは続きまして、温浴施設について質問をしたいと思います。

温浴施設については、12月の時点では、たしか18億と聞いておりました。町の負担が約6,000から7,000万の負担していくということでございますけれども、これについてちょっともう一度原点に戻ってじゃないですけども、町長にお聞きをしたいと思いますけれども、ここの温浴施設について、どうして御代田町が負担するのかどうか、ちょっとこの辺をお聞きしたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

そもそもこの事業が佐久市と立科でやっている川西清掃センター、それと佐久市と軽井沢町で運営している佐久クリーンセンター、それぞれが耐用年数を迎えているということで、その後継施設をつくるというところから始まって、その当時、御代田町はこの事業には参画しておりませんでした。したがって、佐久市、軽井沢町、立科町の間で基本合意が結ばれて、この後継施設をつくっていくという中において、地元の平根区の地元対策ということで、この温浴施設というものが計画されました。

この御代田町が加わっていない1市2町の基本合意書の中でこれについてはそれぞれのところの応分の負担をしていくということが基本協定として定められてお

りまして、その基本協定が定められたところに御代田町が加盟していくということになりましたので、最初の段階でその基本合意というものがあるということから御代田町が加わったことによって、御代田町についてもその基本合意というものが継承されるといいますか、該当になるということから、この温浴施設に対する応分の負担をするということが経過かというふうに思います。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 内堀議員。

○11番（内堀恵人君） 今町長の答弁の中では、もう1市2町でそれは決まっていたということです。ただ、御代田町とすれば、私個人の感覚では、やはり昨年10月1日ですか、一部事務組合が新たにできたよね、あれは新たにできた、つくったと、あの流れじゃないと私は思っていましたけれど、新たにつくったから、そこでやっぱり決めていくべきだと、御代田がない中で前に決まったから、そのまんま移行でこうなると、ちょっと私は違うような気がいたしますけれども、私のほうの考え方がやはり間違い、訂正しなければいけない状況ですか、ちょっと町長そこらのところをちょっと。

○議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

○町民課長（荻原 浩君） 私のほうから、先ほど町長が申し上げましたとおりの経過でございますが、もう少し具体的にお話をしたいと思います。

そもそもの発端となった1市2町の基本合意書でございますが、これは後継施設をつくらなければいけないということで始まり、平成22年の10月4日付で佐久市、軽井沢町、立科町の1市2町の基本合意書が締結されております。

その中の施設の整備及び運営に係る費用負担という項目がございまして、その⑤番に施設建設地の地元合意形成に伴う条件整備に要する費用、これも応分負担するというのに、もう既に決まっておりました。その後、御代田町もこの計画に参入していくわけですが、正式に御代田町が加入したのが平成25年の6月21日、3年後、ほぼ3年後になりますが、平成25年の6月21日の1市3町の首長会議で正式に御代田町が加入するというところで枠組みと名称が佐久市・北佐久郡環境施設組合というところに合意されてきているところでございます。

その間、内堀議員がおっしゃいますとおり、事務レベルや首長会議の席の中でも1市2町を継承するのはもちろんなんですが、改めて1市3町の基本合意書なりは

必要ではないかという議論はあったようでございますが、あくまでも、この1市2町の基本合意書が原則であり、そこに御代田町が後から加入したということは変更がございませんでした。その1市2町の基本合意書の枠組みの中で、基本合意が前提で進めているということをお納得した上で御代田町が25年、26年の段階で加盟をしてきたという経過がございますので、この条件整備、施設建設地の地元合意形成に伴う条件整備費に関する費用も応分で負担するということは承諾して入ってきているというところがございますので、その温浴施設、これは平根地区の条件でございますので、応分の負担を、投入量、全体の投入、1市3町のごみ投入計画量、御代田町の投入計画量を全体の計画量で割った4.数%ですが、そちらの応分の負担をしていくというところが合意事項として現在も生きている状況でございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 内堀議員。

○11番（内堀恵人君） 1市2町の中で御代田がそこへ入っていったという、佐久市の皆さんはそういう感覚ですけれども、私の考えは、新しく一部事務組合を設立したという感覚で今までいましたのでね。今課長のほうで、それをいろいろ言ったけど、それを通らなかったということで、多勢に無勢ですから、そういう部分もあるかと思えますけれども、今さらいろいろ言っても仕方がございませんので、そういう形で進めていくというよりほかないと思います。

それで、この温浴施設の建設費が変わったかどうか、それで町の負担金も変わったかどうか、ここのところをお聞きをしたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

○町民課長（荻原 浩君） 温浴施設の進捗状況もあわせて御回答ということでよろしいでしょうか。

それでは、進捗状況も含めて御回答をいたします。

源泉につきましては、本年4月11日に温泉法の規定に基づきます長野県知事の許可の上限であります1,800mまでの掘削が完了しております。その後の揚湯試験ですとか、温泉分析の結果、湧出量は毎分1分間に12L、泉温、温度は32.8℃、泉質は含鉄、ナトリウム、塩化物温泉、適応症は切り傷、末梢循環障害、冷え性、皮膚乾燥症等に効果があるとのことでございます。

本年3月27日に佐久市において佐久平尾山開発株式会社を代表企業とする9社で構成されております佐久平尾山グループがD B O方式で、こちらのほうもD B O方式で、施設整備と運営を行う事業者として選定されております。

6月30日には佐久市議会において施設建設工事に係る請負契約が可決されております。契約額は16億3,620万円、こちらは新聞報道でもございました。来年12月に営業開始予定とのことでございます。現在、実施設計の最中であるため、施設の詳細は今後確定することになりますが、事業者提案、基本設計の段階での計画延べ床面積は約2,450m²というふうになっております。

事業費の負担割合につきましては、利用目的別の延べ床面積の割合によりまして、運動健康ゾーンなどは佐久市の単独負担、温浴健康ゾーンなどは佐久市を含めた1市3町で平成29年度のごみ処理計画量の割合で負担することとなっております、総事業費、佐久市の単独負担分からのセンターハウスの改修費用等を含めると全体で19億円でございますが、そのうち当町の負担額はおおむね7,300万円ということで、事業者、D B Oで可決、契約額が決定する前から比べますと数百万円の減額、町の負担分も減額というふうになっております。全体を含めると3.84%の負担割合というふうに試算をされております。

ただし、先ほども申し上げましたとおり、今後の実施設計による延べ床面積の確定によりまして、若干の増減はございますので、御承知おきをお願いいたします。

施設の営業時間は午前10時から午後10時まで、施設の利用料金は大人、中学生以上で800円、小学生で400円、4歳以上の未就学児童が100円、4歳未満の幼児は無料というところまでは決定してきているようでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 内堀議員。

○11番（内堀恵人君） 今課長のほうから経過についてと町の負担金が説明がございました。

これボーリング、温泉のボーリング、これ19億って言ったけど、これは温泉のボーリングも含まれていて19億、それで、温度が38.8度（「32度って言った」と呼ぶ者あり）38.2度（「32度って言ったよね」と呼ぶ者あり）38.2度（発言する者あり）32、ああ、32度（「32.8度」と呼ぶ者あり）32.8度ということで、これは上がって出た温度ですか。それとも、はい、お願

いします。

○議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

○町民課長（荻原 浩君） 上げて採取したときの温度でございます。

○議長（笹沢 武君） 内堀議員。

○11番（内堀恵人君） 上がった温度で32度と言えば、まあまあの温度かな。ただ、湯量が1分間に120ですか、ちょっと少ないなというような気がいたしますけれども、これは一時的に負担金を出すだけで、維持費とか管理費とか、そういうものには払わなくてもいいということではないでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

○町民課長（荻原 浩君） 議員おっしゃいますとおり、最初の負担で、毎年毎年の運営費の負担についてはなしということでございます。先ほど申し上げた、今試算されている数字のみの金額でございます。

○議長（笹沢 武君） 内堀議員。

○11番（内堀恵人君） それでは次に、運搬道路について質問をしたいと思います。

昨年12月にもこの質問はしました。町側からも答弁をいただいたわけですが、先ほども言いましたが、温浴施設の負担金、これはしてると、前に決まってきたということですが、この運搬道路については、たしか昨年の11月の全員協議会の中では、こういう話があるけど町はこの話は知ってますかと、たしか全員協議会の中で私が質問したと思いますけれども、そのときには正式には町には来てないという答弁でした。答えでした。

それで、12月の定例会で質問したときには、この話が今来ているという話でございました。これも本当に12月の定例会の一般質問でも言いましたけれども、佐久市、この道路は本当に御代田町、軽井沢はほとんど通りません。佐久市、立科、それから南佐久の車が約70台前後1日に通るという状況の中で、そして平根小学校の子供たちの通る小学校の前ですね、その道路は通行しないでくれという地元要望とPTAの皆さんの要望があって、あそこは通らないでパラダのインターからおりる道を改良してそこを通るといような話でした。

これも本当に御代田町があれば、道路の分も出すのもちょっと筋が違うんじゃないかなというように、12月にも質問したわけですが、これについて町長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

○町民課長（荻原 浩君） 私のほうからお答えいたします。

御質問の佐久市道南北線の道路改良につきましても、温浴施設と同様に1市2町の基本合意書の中の項目の地元合意形成に伴う条件整備を応分負担するというところで決まってきたものがございます。

南北線の道路改良自体も温浴施設と南北線、この2つが条件整備で応分負担をしていくということ自体は、もう前の段階から決まってきていて、御代田町が正式加盟する前から決められてきているものがございます。具体的な、どういうふうな改良をしていくのかというのがまだ何も決まっていませんということでございます。

だから、温浴施設と南北線、この2つは条件整備、1市2町の基本合意による地元の合意形成に伴う条件整備で応分負担するものですよということ自体につきましては、協定書締結以降、早い段階から決められてきているものがございます。

御代田町がそれもなぜ負担するのかというところもございますが、そちらがメインルート、南佐久郡、特に南佐久郡の搬入ルートは中部横断道を通して佐久北インターチェンジから長野道、高速道路を通してパラダのスマートインターでおりて南北線を経由して焼却場に向かうというのが基本ルートに指定されているところがございます。そういう基本ルートでございますので、応分の負担をしていくっていうふうに説明をされているところがございます。

おっしゃいますとおり、御代田町のパッカー車につきましては、その道は全く通らないわけでございますが、そちらの整備が未整備のままでパッカー車の通行に不都合が生じるということで佐久北インターのところから西屋敷、小田井区、児玉区を通過してふるさと農道、ふるさと大橋を使われてしまうと、やはり想定されている以上の南佐久郡からのパッカー車もそちらのほうを中心に通られてしまうという環境面や安全面、交通安全面についても御代田町にも大きな影響が出るのではないかとこのところ、そちらのほうはやはり整備していただいて、100%そちらを通過していただくというふうな事業を進めていったほうがよいのではないかとこのように全協のところでも説明申し上げましたが、町としては、担当課としてもそんなふうには考えておりますので、こちらのほうの応分の負担もやむを得ないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 内堀議員。

○11番（内堀恵人君） 私のほうのあれですか、聞き間違いですか。たしか13年の11月の全員協議会の中では、まだその話は来てないということで、私自身もそのころ佐久市の議員に電話して、その話があると、けどまだはっきりしてないというようなことを言ってました。そんなことで昨年質問したわけですけども、いずれにしてもあそこを、平根小学校、確かに子供たちの親にすれば、これは確かに心配ですからほかを調べてくれということは確かに言うかと思います。

ただ、12月のときに、町長のほうからも、御代田の南小のほうはどうなんですかという話をしましたら、町長は今まで古いというか、今までのクリーンセンターへ軽井沢の皆さんが御代田町を走っていると、30何年走っていても何もないと、なかったと、何かがあれば、町長の答弁のこの議事録がありますけれども、通学路の安全性が、例えば確保されないということや、そういう趣旨の問題が起きたときには、御代田町としても当然周辺整備をして、そうした安全対策を講じる要望を構成団体に負担していただくことを当然お願いをしていくと、こういう答弁ですけども、何かがあったら、事故でもあったら、この一部事務組合、1市3町にお願いすると、こういう12月の答弁なんですけれども、今度、今までの30何年間走ってきた道と今度は御代田町のごみの車も今まではイー・ステージですから向こうの道を通ってましたけれども、今度はあそこのふるさと大橋のあそこへ集中すると思うんです。

そういう中で、何かあったら組織団体に要望するというような答弁ですけども、今でもそういう考え方ですか。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

そもそもこのパッカー車の運搬路ということにつきましては、当然これが具体的になってきますと、そのパッカー車が通る区などと協議が必要になってまいります。そういう中で、地元の区の中、区といいますか関係者の中で子供の通学路などで危険が考えられる場所、その他、改良が必要なことがあれば、恐らくその協議の中でいろいろ出されてきた中で対応する必要があるかと思っております。ですから、当然それは必要な改良については南北線、佐久市道南北線と同様に周辺整備として町としては要求していくと、それも同じ輸送路の改良の一つとして要求していくということ

は当然です。

ですから、何か起きたらではなくて、これまで確かにこの経過はよくわからないんですけども、実際は軽井沢町のパッカー車はずっと御代田町の中で通って、もう30数年間いるんですけれども、それが最初の段階で何も協定なかったのか何だか、そこら辺ちょっと全然わかんないんですけども、でも、しかし、現実の問題として通っているという、これはもう仕方のないことですので、いずれにしてもそういうことで、そのパッカー車が通行する、関係する区の、区あるいは関係者の皆さんとの協議の中でこれは対応していくものだと思っております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 内堀議員。

○11番（内堀恵人君） 対応していくということですけども、これから要望書を出す中で、どんどんこういう形を1市3町に進めていかなきゃいけないと思います。御代田の教育の関係の教育長、あるいは次長、皆さんもこの南小の道路について、子供の安全ということについて、今回のこの新クリーンセンターのパッカー車が通ることについて、何か方策とか、何かこうやったらどうかという考えがあるかどうか。

○議長（笹沢 武君） 櫻井教育長。

（教育長 櫻井雄一君 登壇）

○教育長（櫻井雄一君） お答えします。

パッカー車が通るということで、南小にとっては非常に問題かななんて思っております。ただ、その通る時間帯ですかね、その辺を制限していただいて、そこら辺は要求していったいいんじゃないかなと思います。ですので、登下校のその時間帯は避けていただくような形で進めていただければなあなんて思っております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

○町民課長（荻原 浩君） パッカー車の通行につきましては、まだ事務レベルの協議会のほうでも正式協議はこれからでございます。ただ、環境アセスの各区の説明会の際にも、向原の区長さんですとか、児玉の区長さんからも、特に子供の通学路になっているので、通学時間帯は避けてもらいたい、極力分散してもらいたいと。

あと、通学路もそうですけれど、企業への通勤退社時間帯も相当あの辺混雑する状況でございますので、そういった時間帯も避けるようにということで、時間帯を

避けるというのと、なるべく分散をさせていただきたいという話がございます、まだ事務レベルの段階で協議には至っておりませんが、話の中ではそういった意見も佐久市のほうにも伝わって、一部事務組合や佐久市のほうにも伝わっておりますし、分散という中で、国道、今までどおり国道を通過、かりん道路を通過、佐久の工業団地、下宿のところの工業団地のところを通過して焼却場へ向かうというところも1つのルートとして、分散をさせてもらいたいという話はして、要望はしてございます。協議につきましてはこれから具体的な協議に入って行くという段階でございます。

○議長（笹沢 武君） 内堀議員。

○11番（内堀恵人君） いずれにしても、何か起きてからでは間に合いませんので、そういうことはきちっと要望して、1市3町の負担、これは先ほど課長のほうからも言いましたが、周辺整備というようなことで、御代田町も出すということですので、1市3町にも出してもらうと、いろんな整備、お願いをしたいと思います。

それで、ちなみにあれですか、軽井沢のパッカー車と御代田のパッカー車、大体1日にどのくらい通ります、南佐久合わせると70台前後という話なんですけれども、御代田と軽井沢は。わかりませんか。

○議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

○町民課長（荻原 浩君） ちょっと具体的な台数云々というのはアセスの評価、評価した段階で台数は試算しております。ちょっと数字につきましては今手元にはございませんが、特に夏場の軽井沢のパッカー車の交通量につきましては、相当数の台数に、何百台というような台数になっております。

ただ、先ほど町長も申し上げましたとおり、それは今までも国道を通過、国道からかりん道路なりを通過して佐久のクリーンセンター、中込のクリーンセンターのほうへ搬入しているという現状はございます。全てがそこではなくて、県道草越から児玉を通過してというふうにも分散されておりますので、そちらになったから台数が今までと比べてびっくりするような相当数が一気に押し寄せるとような状況にはなっていないように、時間帯ですとか、先ほど申し上げたルートについて今後協議してまいりたいと考えております。

○議長（笹沢 武君） 内堀議員。

○11番（内堀恵人君） いずれにしても、本当に子供たち、非常に安全ということをき

ちっとやはり御代田の理事者、我々ですけれども、きちっとやっていかなきゃ、守っていかなきゃならないということが一番大事ですので、そこら辺のところをきちっと要望していただいてももらいたいと思います。

続いて、要望書に、地元要望書について伺いたいと思います。

要望書が面替、豊昇、児玉、3地区から出てまいりました。合わせて30何件出てきております。その要望書について、課長のほうから、面替からどんなのが出た。私たちは書類でもらってますからわかりますけれども、町民の皆さんにわかるように説明をお願いをしたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

○町民課長（荻原 浩君） それでは、要望書の内容につきまして御説明をいたします。

○11番（内堀恵人君） それで課長、その要望書の中でこれは一部事務組合、これは1市3町で、これは御代田町で見ると、この3つに分かれると思いますけれども、それもお願いしたいと思います。

○町民課長（荻原 浩君） それでは、面替区からの要望項目でございますが、まず1番目としては、施設の関係で排ガスを煙突から排出しないような施設が導入できないか検討することというような内容でございます。

2番につきましては、稼働年数の問題でございますが、30年とし、稼働後速やかに次期施設の建設地を決定することということでございます。

この1番、2番につきましては、1市3町の協議の場に持っていくものでございます。

3番といたしまして、防犯・防災対策、移住対策、空き家の有効活用施策を実施することということで、こちらは町で対応でございます。

4番としまして、道路改良でございますが、何件かの道路改良の要望が出ておりますので、こちらの道路改良につきましては応分の負担を1市3町の協議の中で求めてまいりたいと考えております。

5番目で、今度は用水路の改良につきましてでございますが、こちらでも5件ほどの具体的な用水路が出ておまして、こちらのインフラ整備につきましても1市3町の協議の場に協議をしていただきたいと考えております。

6番目がクラインガルテンについて、機能性の向上、利便性を確保する設備の導入に当たり、協力をするということでございますが、こちらは町で対応してま

いりたいと考えております。

7番目で、巡回バスなど、公共ネットワークの整備を図ること、こちらにつきましても町で対応してまいりたいということでございます。

8番目、区民の福祉向上を目的とした集いの家や憩いの家など、公共施設の整備を図っていただきたいということでございますが、こちらは具体的にまだ内容、面替区のほうでも詰まっておりませんので、町で対応していきたいと考えております。

9番目で、野生動物による農作物への被害を防止する施策を実施することということでございまして、こちらは町で対応するというものでございます。

10番目で、今後の地域振興のための各種事業の原資として、総額7,000万以上を目途とする地域振興基金を造成し、その管理は町で行うこと。こちらにつきましても1市3町の協議の場へ持っていきたいと考えているものでございます。

11番目、最後でございますが、クリーンセンターの周辺の環境保全活動に係る経費について、同施設の工事着手から稼働終了までの間、年間50万円を目途に負担することということでございまして、こちらは組合のほうに持っていくものでございます。

3番、4番、10番とインフラ整備や地域振興基金につきましては1市3町への協議で、11番の環境保全活動に関する年間50万円を目途にということにつきましては、組合へ協議を上げていきたいというふうに考えております。

豊昇区、児玉区から、豊昇区につきましては、焼却炉の耐用年数で再建するときにはほかの地域に移転することですとか、地元と公害防止協定を結ぶこと、あとモニタリング等を適正な方法で公表すること。あと、区内の道路整備事業云々やふるさと公園の維持管理、湯川護岸、農道用水等の点検についてということで要望が参っております。あと温水型健康運動施設の利用優遇を図っていただきたいというような要望もございます。

こちら、児玉区からも同様に工事車両等の通行においては、先ほども話が出ておりました通勤、通学、農耕作業など日常生活に支障を来さないことという要望がございまして。あと、信号機の設置ですとか、道路改良や水路改良の要望がございまして。あと、次期焼却炉の建設用地は今の場所以外とすることというような要望もございまして。

これまでの協議の中で、面替区につきましては、施設から500m以内という極

めて近い位置に集落が存在しているということで、こちら面替区の要望につきましては1市3町なり組合で対応するということが、これまで決定されております。

ただ、ほかの豊昇区、児玉区からの要望につきましては、御代田町で対応してくださいということになっておりますので、豊昇区、児玉区の要望につきましては町で対応をしていくと。ただ、施設の問題ですとか、組合や1市3町のほうにお願いしなきゃいけない部分もございますので、そちらにつきましては、温浴施設の関係ですとか、稼働年数や次期候補地の関係はそちらのほうに要望として上げていく部分はありますけれど、応分の費用負担ということにつきましては、面替区からの要望のみになりますので、御了承をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 内堀議員。

○11番（内堀恵人君） 課長のほうから今各区の地元要望が出てまいりました。

その中で1市3町で見てもらうというのが幾つかあったわけですが、30年稼働という形は、これはきちっと守っていかなくちゃいけないと思いますけれども、4番目の道路改良です。これも1市3町である程度見てもらうと、それから水路、道路も面替の道路ほとんどじゃないかなと思いますけれども、それから水路の関係もほとんど5水路出てますけれども、これも1市3町で見てもらうように、それから10番のこの各事業の原資として7,000万以上を目安として地域振興の基金、これも1市2町でお願いをするということでございますけれども、これが一番心配なんですけれども、1市3町で、これは本当に見てもらえるのかどうか、これははっきり言って私は心配なんですけれども、今年の協議、トップ同士の協議、手書きの確認書というのがここにございますけれども、これが今年の5月23日でございます。

ここに佐久市の市長、柳田市長、それから軽井沢の町長、藤巻町長、立科の小宮山町長、御代田の茂木町長、この4人が手書きでこういう確約書がありますけれども、この中に条件整備として温浴施設は応分負担すると、そして面替区の条件整備に係る要望事項や御代田町が取りまとめ、精査した段階で1市3町で協議を行い、1市3町の応分の負担するかどうかをそこでトップ同士の中で決定すると、それできないものは、協議が整わない要望事項については御代田町で対応するという、この確約書に、こう4人の市長、佐久市の市長と3人の町長が、これちゃんとサイ

ンしてありますけれども、これについて、もし要望書がこれはだめだと言われたときにはどういう対応をするのか、町で対応するのか、そこの辺ちょっと聞きたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

○町民課長（荻原 浩君） おっしゃいますとおり、その応分負担がかなうかなわなかったというのは、非常に厳しい状況ではないかというふうには考えております。万が一、応分負担ができないというふうな場合になった場合にも、先ほど内堀議員がおっしゃいましたとおり、そういう御代田町で責任を持って対応するという確認書が取り交わされておりますので、町で対応していくということでございます。

面替区のほうにも説明はしてきているところでございますが、いずれにしても、その焼却炉のアセスの導入から焼却炉の建設に当たってということで、地元から相当な時間をかけて提出されてきている要望書でございますので、特にインフラ整備につきましては、焼却炉がなかったとしてもある程度の年数をかけた上でも、やはり町としてはインフラ整備、それは何も面替区だけに限ってるわけではございませんが、やっぱり町内のインフラ整備というのは町の責任でやっていかなければいけないというふうには考えております。

ただ、面替区の皆様に説明している中でも、万が一、相応分の負担というところで厳しい状況になった場合に、町も財政的な問題や地域間のバランスがありますので、全部一遍にすぐやるというふうにはまいりませんというお話は理解をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 内堀議員。

○11番（内堀恵人君） 今道路と水路については、そういう地元の説明をしたという話でございますけれども、この中で、10番の中で、各事業の原資として7,000万以上を目安として出してもらいたいと、それからクリーンセンターの整備が始まり稼働終了までの期間、年間50万円を地元にとると、この条件出ております。これも組合と1市3町に出してあるけど、これについてはどういう、出してもらえそうですか。

○議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

○町民課長（荻原 浩君） 担当部課長会議のレベルでは、要望書、回答書も全て、その

面替区、児玉区につきましては、まだ案の段階ですが、こういった要望が出てきていて、こういう回答をしていく予定だということは実際の回答書、要望書のコピーを提出して説明をしてきております。

その10番、11番の具体的な可能性といいますか、そこにつきましては、やはり担当部課長会議で話した、御代田町としてはぜひお願いしますというふうに当然担当部課長の会議の中のレベルでも話はしてきているんですが、当然ほかの担当部課長も、これは担当部課長のレベルで判断できるものではないので、理事者協議の場に上げて、そこで議論してもらわないとだめだということで、今理事者協議の開催に向けての準備を進めているところでございます。だから、その先につきましては、理事者協議、1市3町の理事者協議の中に委ねられるというところでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 内堀議員。

○11番（内堀恵人君） あと3分だと言われましたので、まとめたいと思いますけれども、いずれにしても、これは進めなきゃならない事業でありますので進めてもらいたい。

ただ一つ、やはり町長にお願いしたいと思うんですけども、やはりこの施設が町にとって本当に町民益になるのかどうか、町のためになるのかどうか、これについてしっかりやっていてもらいたいと思います。

そういう中で、要望書が遅れほうけ遅れて、やっと出てきたわけですけども、昨年2月のたしか全員協議会の中で、まだ要望書が出てこないということで、雪が大雪で、もう要望書が、地元要望がおくれているし、なかなかあれができないと、3月いっぱいには私が責任を持って要望書を取りまとめますと、こういう答弁でした。

ですが、3月いっぱいまでには取りまとめができませんで、ことしの1月に全員協議会の中に上がってきたわけですけども、その間、なかなか町長と地元の仲がスムーズにいかなかったのかどうかわかりませんが、いずれにしてもしっかりと町長、この要望書を一部事務組合、あるいは1市3町に持ち上げて、この要望書が通るように、ぜひお願いをしたいなど、ここで頑張って2月に3期町長になりましたけど、あと3年ありますので、ぜひ頑張って町のためをお願いしたいなど、

こんなことを思って一般質問を終わりたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 以上で、通告6番、内堀恵人議員の通告の全てを終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時59分）

（休 憩）

（午前11時11分）

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

通告7番、徳吉正博議員の質問を許可いたします。

徳吉正博議員。

（4番 徳吉正博君 登壇）

○4番（徳吉正博君） 通告番号7番、議席番号4番、徳吉正博です。

3点ほど質問をいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、渡辺晴雄副町長就任の感想と抱負について質問をいたします。

ことしは全国的に猛暑が続きましたが、ようやく御代田町にも秋風が吹く季節となりました。町では長らく副町長の席が空席になっていましたが、ようやく待望の副町長が去る6月15日、定例議会において選任同意され、16日付にて渡辺晴雄副町長が選任されました。前任地長野市よりもさぞかし暑さの中にもさわやかな御代田町がお気に召されたかと思います。

そこで、渡辺副町長に質問をいたします。

渡辺副町長が就任して2カ月が過ぎましたが、町の景観や環境、行政職員、そして町民の人柄など全般の感想をお伺いします。

○議長（笹沢 武君） 渡辺晴雄副町長。

（副町長 渡辺晴雄君 登壇）

○副町長（渡辺晴雄君） お答えいたします。

6月末に町内に転居したところでございますけれども、アパートからの浅間山の雄大な景観がすばらしく、また美しい田園地帯も広がっておりまして、県内でも有数の恵まれた環境にある町だなと感じております。また、アパートの周辺を散歩いたしますと、小中学生、あるいは住民の皆さんと気軽に挨拶を交わすことができまして、気さくで親しみやすい人柄を感じております。

役場職員は平均年齢が若いこともございまして、明るくはつらつとした雰囲気

感じております。また、家族的で一体感が感じられる職場だなというふうに感じておるところでございます。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 徳吉議員。

○4番（徳吉正博君） 町の行政事務についての感想をお伺いしたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 渡辺副町長。

○副町長（渡辺晴雄君） お答えいたします。

町の行政事務につきまして、県のやり方とはいろいろ異なる部分もございます。それなりに培われてきているものもあるかと思いますが、中には余計な手間じゃないかとか、不必要な部分もあるんじゃないかなということは感じておりますが、これは今後職員とも協議する中で、より円滑に進められるやり方も考えていきたいなという部分もございます。

いずれにしましても、和やかに職員やっておられますので、一緒に力を合わせてやってまいりたいと考えております。

○議長（笹沢 武君） 徳吉議員。

○4番（徳吉正博君） この御代田町を今後どのようにしていきたいのか展望がありましたらお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 渡辺副町長。

○副町長（渡辺晴雄君） 御代田町につきましては、大変人口がまだ増加している。あるいは、高齢化率が県下で2番目に低いということで、大変活力にあふれた町だと感じております。今後ともこうした活力にあふれた町であり続けられるように、皆様とともに力を合わせてまいりたいと考えております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 徳吉議員。

○4番（徳吉正博君） それでは、早いようですけれども、将来、この御代田町へ移住、定住の希望があるのか。（笑声）

○議長（笹沢 武君） 渡辺副町長。

○副町長（渡辺晴雄君） お答えいたします。

アパートのほうには6月末に引っ越しまして、住民票は7月1日付で町のほうに

異動してございますので、今一応町の住民と、住民の1人として頑張ったいと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 徳吉議員。

○4番（徳吉正博君） 多くの町民が待ち望んでいた渡辺副町長には、ぜひとも御代田町の発展のため、また地方創生にお力を尽くしていただきたいと思います。ありがとうございました。

次の質問に入ります。

出前町長室について質問をいたします。

政府が打ち出した地方創生総合戦略には、住民の生の声を直接聞くことが重要だと思われまます。出前町長室はその機会でもあるかと思ひます。みんなで知恵と力を合せて、住みよいまちづくりをという案内で町は町長が地域に直接出向くことにより、行政と町民の相互の理解を深め、また町民の意見、提言などをきめ細かく把握し、より開かれた町政の実現や町民参画による協働のまちづくりを推進するため出前町長室を実施しています。皆様からの申し込みをお待ちしています。

それでは、これまでの年間開催回数、開催場所等を報告願ひます。

○議長（笹沢 武君） 茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

出前町長室につきましては、9年前、1期目の選挙の公約の中で出前町長室ということで打ち出したことで実施をいたしました。

この出前町長室は、5人ほどの方々に集まっただければ私が出かけていって、町の状況をお話をして、町民の皆様のお意見もお聞きするということの趣旨で行っております。

これは一番最初に始めたのが1期目の最後、2010年の2月から本格的に出前町長室について取り組みました。

何をやってるのかということと言ひますと、パワーポイントで私がつくったものを大体30分から40分ほど町の財政の状況や進めている事業などなど、そうしたことを見ていただひて、お話をさせていただひて、その後意見交換をするということになっております。

実は2010年2月から始めまして、この1年ぐらひはすごいやっつけやっつけ

くれているいろいろ呼ばれてやったんですけども、その後はちょっとピタッととまっておりまして、2期目のときにはほとんど後半はやられてないということでもっと寂しい状況なんですけども、これまでの回数について言いますと、大体ノートにつけてあったのでは、大体40回ほどやりまして、参加人数については大体1,200人ぐらいに、これダブリもあるかと思えますけども、1,200人ぐらいになっております。

これが現状の取り組みであります。（「開催場所」と呼ぶ者あり）

開催場所については、個人のお宅もあつたり、公民館もあつたり、エコールで行つたり、それぞれの方々の御要望に応じて出向いてやらせていただいております。

○議長（笹沢 武君） 徳吉議員。

○4番（徳吉正博君） 年間40回ぐらい、それで参加人数が1,200人ぐらいということなんです。今まで、ちょっと人数が少ないような気がしてるんですが、町はどのように理解しているのでしょうか。もっと参加人数が多いほうが。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） そうですね、どうしてもこれは、こちらから押しかけていくというものではなくて、いろんなことでこうやって人が集まるから来てやってくださいよということやっておりますので、そういう内容ということありますので、こういうレベルにとどまっておると。ですから、2010年の2月からで大体延べ40回、延べ1,200人ぐらいの参加者ということですので、よろしく願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 徳吉議員。

○4番（徳吉正博君） 町民からどのような意見、提案、希望等が多く出されているのかお答え願います。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 出されている要望としましては、やはり身近なことが多かったかなど。道路の問題、水路の問題、そして身近で、かつ具体的な個別のそういう要望、意見が出された、多く出されたというふうに認識してます。

○議長（笹沢 武君） 徳吉議員。

○4番（徳吉正博君） 今の町民からの要望、または意見、提案等を地方創生戦略に生かしていくことができるのかお答えください。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） もともとこの出前町長室を始めた段階が地方創生というようなそういう取り組みを意識をしたものではなく、できる限り町として、また町長として行っている事業やいろいろな取り組みというものをできるだけ知っていただいて、皆様の具体的な意見もお聞きするということの、そういう意識のもとでおりましたので、地方創生というような認識はちょっと持っておりませんでした。しかし、議員おっしゃいますとおり、地方創生は国がこの5年間に限った事業展開ですけども、当然町としましてはいろいろな方法、町長としてもいろいろな方法や手段を用いて住民の皆様の御意見などをお聞きしていくということ、姿勢は大事だと思っておりますので、今後もこうした取り組みを強めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 徳吉議員。

○4番（徳吉正博君） お隣、軽井沢町では移動町長室ということを開催しております。

ことし6月の中旬から7月初めにかけて町内6カ所で総勢176名の方が参加され、今後の町政、道路、バス等について住民の皆さんからのさまざまな意見が出されたようです。御代田町も町民からの申し込みを待つよりも、町側のほうから定期的に各地区へ出向き、住民の皆さんからの意見、提案等を聞く、そのような機会を設定する予定などがありますか。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 現在のところそういう予定はありませんけども、例えばきょうは夜、長期振興計画の次の計画についての説明会を予定しております。ぜひこうした、この前は土砂災害の説明会なども開催させていただいております。ぜひ多くの町民の皆様に、特にきょうの集会など、説明会などには御参加いただいて、積極的な御意見いただければと思います。

○議長（笹沢 武君） 徳吉議員。

○4番（徳吉正博君） ぜひこの御代田町をみんなで知恵と力を合わせ、住みよいまちづくりをしていきたいと思っております。

以上、質問を終わります。

続きまして、町の緊急医療について質問をいたします。

町民の生命、財産を守る緊急119番、町内における緊急医療や急病患者の出勤

件数、搬送人員は。また今年度より佐久地域連合消防本部高機能消防司令センターが本格的に運用開始しています。

それにより効果と課題について質問をいたします。全町民が安心して生活ができる緊急業務は、複雑多様化する中で、緊急救助活動を迅速かつ的確に行い、救命率を高めるために医療機関との連携が欠かせません。佐久広域消防本部の26年度中の救急出動件数は9,971件、前年より724件増加しているそうです。また、搬送人員も662人増加し、件数、人員ともに過去最高を記録したと報じています。また、急病患者の出動件数では5,936件、搬送人員は5,559件。それでは、御代田町の年間の急病患者の件数、また急病患者の搬送人員等の数を教えてください。

○議長（笹沢 武君） 尾台清注総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） 御質問ですが、佐久広域連合御代田消防署からの資料に基づいて、私のほうから答弁させていただきます。

まず、町内における、当町における救急医療機関につきまして、これについては、まず御代田中央記念病院が指定となっておりますので、ここへの救急への対応は実施されております。

ここ2年間のデータを御説明いたしますと、御代田町における平成25年救急出動件数は618件、搬送人員は603名でございます。なお、このほかドクターヘリの対応事案が6件ございます。

次に、平成26年におきましては、救急出動件数は662件、搬送人員は631名でございます。ドクターヘリ対応事案は同じく6件ございました。

近年の救急搬送につきましては、65歳以上の方が多く、搬送人員の60%を占めております。また、夏場における熱中症搬送者も見られました。

緊急搬送における医療機関の選定については、救急隊の判断によりまして傷病者の状態、専門的治療の必要性等によりまして直近の医療機関、または三次的医療機関への連絡で搬送となりますけれども、医師の勤務状態、ベッドの満床、専門外、手術中、祝休日、夜間等々、その時々状況変化により選定時間を要す場合がございます。

また、搬送するまでに心電図等の資機材による計測のために現場から救急車両が

動かないことがございますが、御理解をお願いするところでございます。

現在、救急出動時の、よく報道されますようなたらい回しというような事例はありません。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 徳吉議員。

○4番（徳吉正博君） 急病患者の受け入れ機関、医療機関についての今の現状をお伺いしたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） 済いません、今申し上げましたけれども、まず町内では記念病院が指定を受けているということになります。町外につきましては、選定が救急隊の判断の中でそれぞれ連絡をとりながら適材なところに搬送をさせていただいているという状況でございます。

○議長（笹沢 武君） 徳吉議員。

○4番（徳吉正博君） 町民のほうから、救急車は来たけど、なかなか出発しないという連絡も結構来てますので、その辺はとても町民は心配してると思います。一刻も争う急病患者の対応には不可欠であります、町が掲げる振興計画の基本構想の柱の中で、福祉、保健医療の充実を図り、希望と安心の持てる町をつくりますとうたっております。

佐久広域連合消防本部高機能消防司令センターが今年度より本格的運用を開始しております。迅速で的確な隊編成と消防活動を随行しているようですが、消防本部高機能指令センターの概要と業務内容の説明をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） 今まで佐久広域消防5署で119番受信をそれぞれで行ってまいりました。平成25年より高機能消防司令センターの開設に向けて事業を進めてまいりまして、ことしの1月に佐久消防署新築に伴いまして、3階部に消防本部と高機能指令センターが整備されました。

この高機能指令センター開設に伴いまして、南北佐久地区全ての119番通報が一括でこちらのほうで受信することが可能となりました。

通信指令課には現在14名の職員が配置されまして三交代、24時間体制で対応しております。この職員については、ことしの2月に機器の取り扱い研修、3月

には仮運用のため、実際に当直勤務に入りまして24時間体制で訓練を重ね、4月より本格運用に至っております。

ちなみに3月の運用期間の119番通報受信件数は852件でございました。その後、4月から8月までにあっては4月が1,390件、5月が1,533件、6月、1,288件、7月、1,419件、8月、1,512件を受信しておりまして、1日最高は5月の2日の日の72件でございました。

このように高機能指令センターの運用に伴いまして、各署における通信指令業務が軽減されました。また、これに伴いまして出動範囲の見直しが行われております。災害現場に最も近い消防署から出動する体制が整備されることとなりましたので、現場到着の時間短縮、初動体制の強化が図られております。

ちなみに御代田消防署では佐久市、小諸市、軽井沢町の一部に出動することとなります。

この中で今後の課題といたしましては、携帯電話による119番通報の件数が多くなりますことから、通常の固定電話からの119番通報につきましては、システム発信地表示システムということで、システム上、地図の上に通報電話箇所がピンポイントで表示されますけれども、携帯電話による119番通報につきましては、その場所が表示はされますけれども、大まかな位置表示となりますので、ピンポイントで表示されていないということとなります。

さらに、この携帯電話の中では、地元の地理に不慣れな方からの携帯電話での通報も多くなるかなと思っております。そのようなことから、通信が場所の特定の時間を極力少なくし、短時間での事情聴取に努めるようにすることが課題として今持たれているところでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 徳吉議員。

○4番（徳吉正博君） 全町民が24時間、365日、安心して暮らし続けられる町になりますよう、さらなる活動を希望いたします。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（笹沢 武君） 以上で、通告7番、徳吉正博議員の通告の全てを終了いたします。

引き続きまして、通告8番、池田健一郎議員の質問を許可いたします。

池田健一郎議員。

(1 0 番 池田健一郎君 登壇)

○ 1 0 番 (池田健一郎君) 通告番号 8 番、議席番号 1 0 番、池田健一郎です。

今回私は町の第 4 次長期振興計画後期基本計画について、特に産業振興計画についてお聞きしていきたいと思ひます。

平成 2 7 年第 1 回定例会において、町長に対し、長期振興計画というのは、国で言う憲法あるいは条例のようなものかという質問をしました。お答えは、憲法とは違ひが、町が目指す方向を示した計画で、その計画に沿って行政を進める基本的なものだと、こんなような意味の回答をいただひてます。

くしくもきのう野元議員の質問では、町長は国で言えば、これは憲法のようなものだという発言もされておひります。いずれにしても、これは御代田町のこれから将来の進む方向を決めていく基本的な、大事な計画書であつて、我々今まで行政を漫然と見ていたところもありますけれども、こういった基本計画、振興計画、こういったものに沿ったものを見方をしていかなきゃいけないなど、こんなことを感じ、今回は第 4 次長期振興計画の後期基本計画の遂行、それから実施状況、あるいは事業の完成度について伺ひていきたいと思ひます。

まず初めに、町長にお尋ねします。8 月、成人式の祝辞の中でも、町の産業について話をされておひりました。町内にはミネベアさんを初めとした世界にも誇れる優良企業があり、また冷涼な自然な環境が高原野菜の産地を形成してきた、このような話をされておひります。長期振興計画の産業の項について、冒頭では、個性あふれ、競争力あふれる産業振興の町をつくりますと、この計画書に、これにそのようなことが冒頭に書いてあります。

町長はこの個性と競争力についてどのような考えを持って 2 期 8 年間この行政を、政策遂行に当たってきたのか基本的な考え方についてお聞きします。

○ 議長 (笹沢 武君) 茂木祐司町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○ 町長 (茂木祐司君) お答えいたします。

まず、御代田町の産業や経済の長期的な目標を立てる上で、御代田町が他の町にないどういった特徴を持つてゐるのかということがとても大事なことになるかなと思ひています。

御代田町の経済の強みは、一つにはミネベアやシチズン関連など、精密関連の優

良な企業があるということです。特にミネベアはこのところ事業も拡大して、業績も全国的に見ても優良な企業であります。

2つ目の特徴は、高原野菜を中心として、高原野菜では特に全国的にも優良な産地の一つになっているということです。JA佐久浅間管内で見ても野菜出荷額の3割を御代田町が占めているということであって、ですから、御代田町の経済の基本は、工業と農業がバランスよくやはり非常に頑張っている町だというふうに思います。

そういうことから見ますと、産業や経済の基盤が比較的しっかりしている町であって、そうした御代田町の持っている特徴、他の町との違いを明確にした上で、こうした町の優れた経済基盤というものをいかに強化していくのかということが課題だというふうに考えておりますので、今おっしゃられた点も、こういう視点でどのように我々として、その力を発揮させるのか、行政として取り組んでいくのかということが大事なのかなと思っています。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 池田議員。

○10番（池田健一郎君） 今の説明でいきますと、町にはこういったすばらしいものがあるよと、それからこういった自然のすばらしい環境があるよ、したがって、町では何をやるかというようなお答えが入ってないような気がするんです。それについては、これから随時基本計画の中から施策状況だとか、そういったものを伺いながらお話を聞きしていきたいと思います。

まず、産業振興という大きなテーマで取り上げてありますので、テーマが大き過ぎますので、農業の振興に絞って質問を進めていきたいと思っております。

長期振興計画の中で農業は町の基幹産業の一つと位置づけられておりますが、農業の現状について少しお聞きしてまいります。

まず、農業はここ10年どのように推移してきているのか、農家戸数、就業者数、あるいは耕地面積、農業者生産高等について簡単に担当課長のほうから説明をいただきたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 荻原春樹産業経済課長。

（産業経済課長 荻原春樹君 登壇）

○産業経済課長（荻原春樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、ここ10年間の農業就業者数等ということでございますが、現在私どもで把握している数値につきましては、農林業センサスでの統計数値しかございません。本数値を用いて御説明をさせていただきます。

また、農林業センサスにつきましては、本年度、27年度が調査の年であるという状況で最新が平成22年度のものとなっております。少々数値が古いものとなっておりますが、御容赦をいただきたいと思います。

まず初めに、農業就業人口でございます。平成17年度では843名、こちらが平成22年度になりますと616名と227名減少してございます。

また、販売農家戸数は、この5年間で398戸から336戸と大きく62戸の減少となっております。また、就業人口のうち60歳以上の構成比が63.1%から64.4%となりまして、高齢化が進んでいる状況となっております。

続いて、耕地面積ですが、こちら平成12年度では105haという一斉に減りません、申しわけありません。平成12年度から105ha減少したということで、平成17年度の経営耕地面積は516haとなっております。しかし、平成22年度では523haということで、7ha逆に増加している状況がありまして、若干下げどまりの傾向になっているのかなというふうに感じています。

続いて、農業生産高でございます。町で把握しておりますJAにおける野菜販売額ですが、平成20年度では27億8,800万円、昨年度の26年度では27億2,900万円となっております。ほぼ同程度の売り上げがあったことになってございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 池田議員。

○10番（池田健一郎君） 売上高の推移は大体維持を、5年間大体維持ができていているという状況のようですが、いずれにしてもこの農家戸数が減っていくというのには、非常に問題があって、なおかつその高齢者ですね、65歳以上の高齢者の就業率が60%というのは、これからの町の農業を担っていく若い人たちが非常に減っているということを意味することであって、これは何とか手を打たなきゃならない事案の一つじゃないかと思えます。

こうした状況に対して、農業経営基盤の強化促進事業についてどのような策をとってきたのかをお聞きしていきたいと思えます。

町では平成22年9月に農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を見直し策定しました。こういうやつで出されてるんですけども、これは土地利用の集積を推進し、蓄積された技術を活用し、効率化を図り、集落営農や担い手の育成確保と耕作放棄地の解消などに取り組むとされているものです。この基本的な構想については町では、この経営基盤強化を促進する措置として、この中に7項目を示しておりますけれども、どの事業が実施されて、どのような効果が得られているのかお聞きします。

○議長（笹沢 武君） 荻原産業経済課長。

○産業経済課長（荻原春樹君） それでは、お答えいたします。

御代田町はレタス、白菜等の高原野菜の産地としまして多様な農業生産の展開や兼業化の進行など、こういった特徴を踏まえながら農地の保全と活用、農業生産の振興、農業経営体の育成の確保のために、まず利用権の設定等促進事業、農地中間管理事業を促進する事業、農地利用集積円滑化を促進する事業、農用地利用改善を促進する事業、委託を受けて行う農作業を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成、確保を促進する事業、またはその他農業経営基盤強化促進事業に取り組むとしてございます。

これまで実証してきた事業の主なものとして幾つか御紹介をさせていただきます。

まず、主食用米の作付面積を確保しながら高品質の米を生産するとともに、転作の推進と水田の活用の増大を図るため、農業再生協議会の水田フル活用ビジョンといったものを策定をしております。

このビジョンでは、町の主要野菜のレタス類、白菜、キャベツ、ブロッコリーを転作の産地交付金の対象作物とするほか、産地の戦略作物として、ソバ、麦、大豆を作付しまして、農用地利用の集積等を促進してきました。

平成26年度では165人の農業者が59.1ha転作をしまして、国から1,216万9,000円の交付金を受けてございます。

2番目として、耕作放棄地解消とレタスの根腐れ病対策として平成21年度よりソバ栽培の推進をしてまいりました。ソバ振興組織にソバの刈り取り、出荷等に伴う農作業の委託などの活動を担っていただいております。

平成26年度の収穫作業の受託面積の実績でございますが、29ha、出荷量は

2万6,520kgで、前年比約3,500kg増加してございます。

続きまして、塩野の中山間地営農事業組合におきまして、利用権設定に伴う農地の保全とソバ、麦の作付や農作業の受託、さらには直売所の運営により収入の安定、あるいは麦を利用した6次産業化への取り組みといったものを進めていただいております。

次に、農用地の保全と有効活用を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、農用地利用集積を推進してございます。26年度における農地の貸借は210件、41.2haとなっておりまして、ここ数年わずかながらではありますが、増加傾向になってございます。

また、農業経営の基盤強化には、農業生産をする農地の効率的活用が求められておりまして、長野県では新たに制度化しました農地中間管理機構の活用を推進してございます。

当町では8月末現在で農地を貸したいと申し出た権利者は2名にとどまっております。こちらにつきましてはまだ制度の広報ですとか、推進がまだまだ進んでいない状況となっております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 池田議員。

○10番（池田健一郎君） 農業生産が27億円という金額が維持できている、これが高いのか低いのかというのがちょっとわかりませんが、いずれにしても、産業経済課のってきた策がわずかながら功を奏しているのではないかと、評価ができる感じがいたします。

しかし、まだまだ農業の衰退というのは、もうあらゆるところで取り上げられて、何とかせにゃいかんというあれが日本全体の方向だと思っております。最近増加してきている遊休農地、こういったものが先ほどの数字では耕作地がふえている、あるいは遊休農地がふえているんじゃないというような感じの数字の発表がありましたけれども、我々見ていて、どこもそこも今まで田んぼだったところがヨシの原っぱになっていたり、泥柳が繁茂したりしているような状況の中で、果たしてこの耕作地が、耕作面積がふえていったというのはどういう原因にあるのか、どういう要因なのかちょっとわかる範囲で説明をお願いします。

○議長（笹沢 武君） 荻原産業経済課長。

○産業経済課長（荻原春樹君） それでは、お答えをいたします。

町では先ほど申し上げましたソバ振興、あるいは中山間の皆さんの活動、こういったものによりまして、若干ずつではありますが、遊休農地等の推移におきましても遊休農地が減少してきているような状況がございます。そういった活動により維持できているというふうに考えております。

○議長（笹沢 武君） 池田議員。

○10番（池田健一郎君） これ以上遊休農地だとか、耕作放棄ということがふえないよう、それぞれの対策をとって、今課長の説明されたような手をとって進めていってほしいと思います。

それから、基本構想の中でうたっている農地利用集積円滑化事業だとかについてちょっとお聞きするんですけれども、構想文なんかを見ますと、非常にこんな分厚いあれで何ページ、50ページも60ページもあるようなところにあるんですけれども、どうも構想文なんかを見ても、お役所的な文言の羅列であって、実効性に薄い内容ではないかと、このように感じます。町ではどのような組織を持ってこれを実施していこうとするのか、新たにやろうとすると大変な人力、人員、これが必要になってまいろうと思います。

それで、簡単にこういったことの成果が上がってきているのかどうかというのを簡単に結構です、お答えいただきたいと思います。

また、単にこれ国、県からの条文じゃないかと思うんですけど、そのまま出しているんじゃないかなというような感じのする条項が多いんですけれども、こういったものをわかりやすいダイジェスト版なんかをつくって実際町の人たちがわかりやすく農業について見ていく、そういうふうなことをやるお考えはございますか。

2点についてお願いします。

○議長（笹沢 武君） 荻原産業経済課長。

○産業経済課長（荻原春樹君） それでは、農用地利用の集積化事業の実施状況等について回答をさせていただきます。

農用地利用の集積円滑化事業につきましては、現在JA佐久浅間農協のほうに農地利用の集積円滑化団体といたしまして活動をしていただいております。こちら平成27年8月末現在で235件、約33haを利用集積している状況にございますが、こちらはまだまだ十分な状況であるとは言えないかと感じております。

また、農用地の利用集積につきましては、地域での話し合い等を開催しますとともに、町の農業再生協議会との連携、こういったものも一層図りながら推進していくべきというふうに考えているところでございます。

それと農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想のダイジェスト版はつていうような御質問でございます。こちらにつきましては町の基本構想につきましては、県の、長野県の構想に基づき作成をさせていただいております。

具体的な施策の実施に当たりましては、農業委員会ですとか普及センター、農協などの職員と協議をしながら進めているというのが現状でございます。しかし、この構想を見ましても、私も産経来まして3カ月が経過したところでございますが、この内容を見ましてもなかなかわかりづらい部分になっているかと思っております。ダイジェスト版といった考え方はこれまで持ってきてはございませんでしたが、可能な限りわかりやすい資料、そういったものもつくっていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 池田議員。

○10番（池田健一郎君） 課長にお願いしておきますけれども、とにかくわかりやすい文章で、みんなが見て、ああ、そうだな、こうしなきゃいけないなというようなことがわかるような、こういう条例ですか、条例じゃないこれは基本構想ですね、こういうものに仕上げしてほしいと思っております。

今までいろいろお話を聞いてきた中で、経営基盤の安定化が図れるんですかというふうなことを感じます。そんな生易しい問題ではないんじゃないかと思うわけです。

今、日本の農業はTPPの大波にのみ込まれて壊滅的な打撃を受けると、こんなふうにも言われておりますが、小は小なり、弱は弱なりに生き残る知恵を絞っていかなければいけないんじゃないか、こんなふうに思います。

町では利子補給だとか、ソバの栽培、あるいは畑かん等の補助等でハード面の施策は目に見えるものもございますけれども、農家が頼りにしている農協、あるいはトッピーバーさんのようなもうかる農業を旗印に活躍されている企業さん等の連携を深めることができるようにサポートをしていく、そんなようなソフト面での対応に力を入れてほしいと思っております。今後、町では農業に対して町独自の策を講じていく考えはあるのかどうかをお聞きいたします。

○議長（笹沢 武君） 荻原産業経済課長。

○産業経済課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

町独自の施策を講じる考えはどの質問でございます。これまで先ほど申し上げた事業等、町のほうでは進めてまいりました。農業に係る国、県の補助事業といったものにつきましてはさまざまな事業が用意をされている状況になっております。

まず、町では取り入れなければならない事業がないのかどうか、補助事業に関して再点検をしまして、なお不足し、補うべき町単独事業があるのか、取り入れていくか、こういったことを見きわめていきたいと考えております。

また、地域での話し合いや農協、そのほかの企業等と連携をする中で、地域農業の課題、取り組むべき施策などについて御意見をいただく機会を設けていかなければいけない、そのように感じているところでございます。必要な施策については検討し、やっていく必要があるというふうに考えてございます。

○議長（笹沢 武君） 池田議員。

○10番（池田健一郎君） わかりました。とにかく切れ目のない施策をやっていただいて、農業は本当に町の底力となっていけるように対応をしていってほしいと思います。

次に、2番目のテーマについて伺ってまいります。

このふれあいの郷づくり、これについて長期振興計画の中では、道の駅、あるいは直売所、農産物加工施設などが明記され、クライנגアルテンを設置していくというふうなことが書き込まれてあります。このクライングアルテンについては、同僚議員からる質問がございました。私なりにちょっと整理してみますと、この事業が約2億5,000万に近い大事業であるにもかかわらず、町民の皆さんによく理解していただけてない、いまだにクライングアルテンって何だいと、どういうことをするもんだいというような質問があります。

また、町では、このクライングアルテンが開所する、あるいはオープンセレモニーはやっていない、やられていない、完成していないからできないんだという説明もありましたけれども、今後このクライングアルテンを町の皆さんにどのようにPRし、どのように理解して、この大きな事業の協力をいただけていくか、この点について町の考え方をお聞きします。

○議長（笹沢 武君） 池田議員、要旨2の質問中でございますけれども、大変恐縮でござ

ございますが、昼食のため一旦質問を切らしていただきたいと思います。御了解をお願いいたします。

○10番（池田健一郎君） 結構です。

○議長（笹沢 武君） この際、昼食のため休憩いたします。

午後は1時30分から開始いたします。

（午後 0時08分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

途中で質疑を打ち切ってしまいましたが、池田健一郎議員の質問、許可します。

池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 午前中に質問しましたので、そのお答えから進めてください。

○議長（笹沢 武君） 答弁からですけど、その前に、場内ちょっと湿気が多くなっていますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

答弁はどなたでしたか。荻原春樹産業経済課長。

○産業経済課長（荻原春樹君） それでは、クラインガルテンのPRということで、私のほうから回答させていただきます。

池田議員おっしゃるとおり、クラインガルテンにつきましては、これまで交流施設の供用開始のおくれなど後処理の問題ばかりで、住民の皆さんなどへのPRが不足していたというふうに考えてるところでございます。

こちらにつきましては、26年度から繰り越しをしました地域創生先行型の交付金を活用しまして、交流施設が開所できる状況になったところでオープニング行事を含めた交流事業など計画をすることでPRができればというふうに考えております。

また、町の広報紙等を通じましてPRをしていきたいというふうに考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 池田議員。

○10番（池田健一郎君） 質問に入ります前に、私、何時何分まで質問できますか。

○議長（笹沢 武君） 残り30分です。

○10番（池田健一郎君） ただいまの課長のお答えにあったように、交流センター施設

が完成したところでオープニングセレモニー等々行うというふうな回答でありますけれども、これはいろいろ説明を聞いている中で10月上旬にはこういったものが完成するので、それに合わせて行うというふうに考えてよろしいわけですね。

○議長（笹沢 武君） 荻原産業経済課長。

○産業経済課長（荻原春樹君） 時期でございますけれども、交流施設につきましては、もう10月1日供用開始を目指して今進めているところです。

ただし、PRの事業につきましては、まだクラインガルテンの運営協議会のほうにも諮っていないような状況がございます。そちらの会議を開催しまして内容等詰めて、間に合ったところで実施したいというふうに考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 池田議員。

○10番（池田健一郎君） このPRについて、今8棟のうちの5棟しか活用されていないというのが現状なんです。ことしじゅうにその3棟を埋めるということは非常に難しいとは思いますが、これもやはり努力していただかなければならない問題ですので、できるだけ早い時期にこういった対策をとる、なおかつ早い時期に町民の皆さんにお知らせし、御協力をいただくというふうな手を打って進めていってほしいと思っております。

次に、道の駅について質問をいたします。

ある季節、御代田に行けば特別こういったものが手に入る、あるいは食べることができると、御代田でしか手に入らないものを農産物加工施設で生み出していくとかしていけば、これが地域の特産品づくりや直売所への発展とつながっていくものだと考えております。これが道の駅の成功への一翼を担うものになっていくのではないかと考えます。

町内にはこうした、その前に東御市では雷電の里などのように非常にうまく経営されているところもあるわけですが、こういったところがこれから町で進める道の駅というものについて非常に大きな参考になるのではないかと思いますので、そういったものを早急に、何ですか見学あるいは導入の方法等について対応してほしいと思います。

また、町内にはこうした加工施設だとか直売所はあるけれども、いずれもばらばらで一貫性がないこんなように感じます。これについて、町がイニシアチブをと

って、これらを1つにまとめて事業化していく組織づくりが必要ではないかと考えます。

町長が新聞発表した横のつながりを重視した専門的な組織づくりと、これはこういったことはリンクしていくのではないかというふうなことを考えますが、今この専門的な組織作りがどこまで進んだのか、昨日の小井土議員のときには産業振興のためあれを今進めているよというようなお答えありましたけれども、この御代田町役場庁内ですね、庁内での専門的な組織というのがどこまで検討されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 荻原産業経済課長。

○産業経済課長（荻原春樹君） それではお答えをいたします。

池田議員より、本年第1回の定例議会の一般質問で道の駅、直売所、加工施設はどのように進めているのかという質問をいただいております。

道の駅等の建設に当たり一番重要なことは、行政主導による箱物ありきではどこもうまくいかず、通年営業の健全経営を図るためには町内、現在運営しております直売所関係者、あるいは農業委員会、商工会、JAなど、関係団体と十分なソフト面での協議が必要となるかと思っております。

そのため、大分おくれてはおりますが平成27年、28年で先ほどの関係団体で構成する検討委員会を設置しまして、道の駅、直売所、加工施設の必要性、場所、規模、運営方法等早期に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。現在、その委員の人選等行っているところでございます。

○議長（笹沢 武君） 池田議員。

○10番（池田健一郎君） ただいま課長の説明があったように、第1回の質問に対して町ではこれから27年、28年度で検討委員会を立ち上げて、そこで加えて第6次産業化を視野に入れたものをつくっていくというふうなことを答弁いただいております。

もうあれから半年たっているんです。ある程度の形が見えてきてもいいかなという感じがするわけですがけれども、このままたずるずると「検討します」が半年たち1年たっていくようなことのないように、着手お願いしたいと思います。

それから、道の駅について、これ全国で1,040カ所あるそうです。これ、こういう地図で紹介されておりますけれども、道の駅構想についてはあとこういった委員会を立ち上げてやっていくということであれば、この委員会の皆さんにそれ

を委ねることにしています。また、こういった委員会に対しても、情報提供やいろいろなことについて協力は惜しまないつもりでおります。

ふれあいの里づくりに欠くことのできないのが、農家の皆さんの力です。一例を上げますと、面替の茂木重幸さんは自らの田んぼや遊休農地を使って通いの稲作塾なるものを始め、今では100名近い会員の皆さんが町内外から家族連れで訪れて、田植えだとか草取り、稲刈り等の農業体験をし、地元の人々と交流を図っております。

また、午前中にもちょっと話がありましたけれども、塩野の中山間地の活動については多くの視察を受けたり、活発に活動をされてるようにお聞きしております。このこうした事例はほんの一例ですが、こうした地道な活動が地域を盛り上げていくような気がします。

いわゆる農業は、地域の文化を継承していく上で大切なツールだと思っております。基本計画の中でも、こうした農業体験に取り組んでいるグループ活動を支援するというふうに書いてありますけれども、町では具体的にどんな支援をしておるのかお答えをください。

○議長（笹沢 武君） 荻原産業経済課長。

○産業経済課長（荻原春樹君） お答えいたします。

農業体験グループ活動の支援はという御質問でございます。現在は、町内にあります浅間クラブ、あるいは農村女性ネットワーク御代田、こちらのほうに補助金を交付しており、またその事務局を産業経済課内におきまして活動を支援してございます。

現状はこういった状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 池田議員。

○10番（池田健一郎君） 今、3点ほどお聞きしましたけれども、効果の見える支援事業となっているのかどうか、効果が上がっているかどうか、この辺についてもお聞きします。

○議長（笹沢 武君） 荻原産業経済課長。

○産業経済課長（荻原春樹君） お答えいたします。

先ほど申し上げました補助金の交付等活動支援という部分につきましては、それぞれの活動が進められておりまして、十分な効果が上がっているというふうには感

じているところであります。しかし、ほかの部分におきましては、まだまだ考えていかなければいけない部分があるというふうに感じているところでございます。

○議長（笹沢 武君） 池田議員。

○10番（池田健一郎君） 先ほどのお答えの中に、行政主導だと色々な事業がうまくいかないというふうなことを説明されておりましたけれども、やはり行政がイニシアチブをとって何かを始めて、それを一般企業、あるいは一般町民団体、こういったところへおろしていくと、こういう事業が僕は必要だと思うんです。

だから、1つの計画を立案して、それに皆さんこの指とまれというような仕事ですね、こういったものをつくっていく、そういったものをつくっていくことがこれからのこういったいわゆるグループ活動だとかそういったものの発展に寄与していくんじゃないかとこんなふうに考えますので、これも1つ対策の中に加えておいてほしい、こんなふうに考えます。

次に、町長も、6次産業を検討するという文言の話をときどきされております。具体的な構想ができているのかどうかお聞かせください。まずこの点について町長からお答えをお願いします。

○議長（笹沢 武君） 町長でいいですか。茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 大変申しわけありません。6次産業を推進するという一言も言った覚えがありません。

○議長（笹沢 武君） 池田議員。

○10番（池田健一郎君） 私がどこで聞いたのか記憶が定かではありませんけれども、この6次産業というのはやはり町長の口から一度発せられてることだけは記憶します。よく調べてみます。

まず、そうすると産経のほうでも、この6次産業をどういう構想にしようかということはまだ具体的なその見当がなされていないということでもよろしいですか。

○議長（笹沢 武君） 荻原産業経済課長。

○産業経済課長（荻原春樹君） お答えいたします。

具体的な取り組みといったものについては一切ございません。ただし、道の駅ですとか直売所、そういったものとあわせて検討をしていく、そういったことは必要ではないかというふうに考えているところであります。

○議長（笹沢 武君） 池田議員。

○10番（池田健一郎君） ぜひこれ、近在の市町村でも行政主導でこの6次産業というやつを立ち上げているところがあるんです。こういったことも参考にしながら、具体的に今の、例えば先ほど申し上げました農産物の加工場から始まって、いろいろな商品を生み出していくようなこともやはり、最初は行政主導でないとなかなか立ち上がっていかないというふうにも考えますので、経営までは行政がとてできるわけではないことは承知してます。一応、先ほども言ったように、この指とまれぐらいのリーダーシップはとっていく必要があるかとこんなふうに考えていますので、ひとつまたよろしくお願いします。

それから、この中でちょっと聞きたかったのは、6次産業というのが本当、県あるいは国の補助金でやっていこうとすると、これ総合戦略、今の地方創生総合戦略の中に組み入れていくということができなくなってくる事業になろうと思います。

先ほど午前中の説明でも、きのうの説明でもこの長期振興計画とそれから総合戦略、総合戦略というのはもうほとんど絡み合わせて前へ進んでいくようなものであってどれか分離するわけにいかないというふうなことからすれば、6次産業を計画していく上ではこの総合戦略の中に組み込んでやることは難しいというふうにするわけですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 荻原産業経済課長。

○産業経済課長（荻原春樹君） それでは、6次産業の関係お答えをさせていただきます。

先ほど池田議員の質問でございますけれども、町では現在商工会の事業でおかけうどの推進と申しますか、そういったものを進めている状況でございます。こちらについては、引き続き力を入れて進めていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

それと、6次産業化の取り組みにつきましては、地域創生総合戦略との関連についてという質問でございます。

池田議員おっしゃるとおり、6次産業化への取り組みにつきましては、計画から実施に対する国、県における幾つかの支援策、支援制度がございます。こういった状況を見ますと、地方創生総合戦略に組み入れるのではなくて、実施する場合においてはほかの補助事業での実施となるものというふうに考えております。

○議長（笹沢 武君） 池田議員。

○10番（池田健一郎君） 最近の新聞では、この6次産業を支援する銀行、八十二とか

そのほかの銀行でつくるファンドがこういった6次産業を支援する資金を出資すると、こんなような記事も載っていました。こんなことも参考にしながら、6次産業の早期の取り入れ、取り組みを進めていってほしいとこんなふうに思います。

次に、地方創生総合戦略については、まち・ひと・しごと創生、この有識者会議が近々持たれる予定になっております。こうしますと計画が整っていくのではないかと、こんなふうに思います。これらの答申を待ちたいとこんなふうに思います。

私も実はその一員でありますけれども、できるだけ早く何ですか地方創生の事業が具体化し、行政の流れの中に乗っかって施策に組み入れられていくことを願うものの1人です。

最後に、町長にお聞きいたします。信毎のインタビュー記事、これは2月24日当選直後の紙面に3期目の抱負として、またここにあります信州自治ですね、信州自治の巻頭に、8月のですけども、この将来に向けて町の経済の底力をつけるときだと言っておられます。

きょうのいろいろの話を聞いてる中、また町長のお話された信州自治に掲載されている首長随想の文面の中からも、本当にこの底力をつけるというような内容、意気込みが感じられないような気がします。

町長の本気度をきのう小井土議員が質問しておりました。私も今回これからの取り組みで、とりわけこのきょういろいろ議論しました農業についての底力をつけることができるのか、町長の本気度をお聞きして私の質問を終わります。時間の許す限りでお願いします。

○議長（笹沢 武君） 茂木祐司町長。

○町長（茂木祐司君） 今、農業ということでいろいろ御質問いただいているわけですけども、この地域の農業の問題は国政と非常に、国の動向と大きく結びついているものです。

民主党政権から自民党に政権が変わったときに、これまで以上に農業予算をふやしたということで農水省から珍しく担当者が説明にまいりました。こんなに予算をふやしてこんな事業やるよていうことだったんですけども、それを見たときに、それは基本的には大規模農業、集積化、こうした事業に対していろんなメニューがそろっておりましたけども、御代田町のような農地を集積できない、大規模農業というものが地理的に不可能なところの予算については、実は1つも事業はありません

でした。

そういうことを考えますと、今の国の政策そのものも、確かに中山間地に対して長期にわたって資金が来ており、それによってその場所の農地が保全されてさまざまな取り組みが行われているのは事実でありまして、したがって農業というものはある程度長期的に財政支援、その他そういうものがなければ、例えば3年とか4年で何かが変わられるかといえばそれはやはり難しい問題ですので、その点もひとつ見ていただく必要があるかなと思っております。

先ほど、池田議員のほうから行政主導で6次産業という話がありました。確かに6次産業は、道の駅とか何ですか加工場、こうした施設っていうものと結びついたものとしてきつとお考えのことと思います。

私も道の駅構想は4年前に取り組んで、あれは長野国道事務所でしたでしょうかそこでの協議もしたりして、道の駅の予算のことも協議になりました。残念ながら国道沿いでなければだめなので、土地がいいところがなくて結局それは消えてしまったんですけども、そのときに議論になったのは、確かに国などの財政支援も使ってそうした施設を確保するっていうことは可能ですけども、そこで一番問題になったのはそれを支える人をどうつくるかっていうことなんです。

結局いろいろな農産物を出してもらおう上でも、専業農家で農産物を出すということとはそんな小さなことやおられませんので、そうしますとそうしたいろんな農産物が直売所で販売するようなものをどのようにそろえるか、それからどのように運営してどのように販売していくのかということを考えますと、やはり人という問題、人の力っていうことにかかわってくるというふうに思っております。

この問題では、佐久浅間農協を訪問したときにも、直売所計画があるのでぜひ協力してもらえますかっていう話は絶えずしておりまして、それはJAもそういうことに対しては非常に関心が高いということで、協力しますということになっております。

先ほど6次産業について、行政が主導でというお話がありましたけども、ちょっとその意見には賛同ができません。こうしたいろいろな取り組み、例えば先ほどの茂木重幸さんの取り組み、その他取り組みを紹介されましたけども、そうしたものっていうのはそういうことをやりたいって強い思いの方々が始めて、そしてそれに賛同する人たちが大きな輪になって、地域おこしその他の地方の宣伝、都会と

の交流っていうことが起きているわけです。

ですから、私はそうした思いの強い方々がグループなどをつくって、それに対して行政としてどう支援するかっていう視点が大事かと思っています。基本的には、やはり行政がこうした事業に主導して取り組んで、確かに成功した例もあるでしょうけども私の知る限りではそれはなかなか成功しないというふうに考えていますので、私はまちづくりというものは何かといえば、それは地域を思い、地域をつくり、また町の特産その他、そういうことに対する熱い思いを持った方がどれだけいるのか、そういう人たちをどうつくるのか、そしてそれに対して行政というものがどう支援していくのかっていうことの議論が大事かなと思っています。

議員さんの御意見に対して違う立場から発言して大変申しわけありませんが、そうした立場でこうした事業についても、道の駅も成功したところもあれば失敗したところもありますので、その点は慎重に、6カ月間たってできてないかできてるかっていうことではなくて、もうちょっと長い目で物事ってものは見ていただいて、お願いしたいなというふうに思ってます。

いずれにしても、こうした中で私の3期目の仕事の主なものは、将来に向けた地域の産業経済の底力、その基盤をつくる、その出発点となるものをつくるっていうことでありますので、そういう点について体制も整えて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 池田議員に申し上げます。タイムアウトでございますのでまとめてください。

○10番（池田健一郎君） 長い時間町長に答弁いただいて、あとつけ加える時間がございませんので簡単にあれしときます。

今町長の説明されたとおりに、それだけに人づくり、ネットワークというのが大事になってくるんです。それは、町で直接手を下さなくてもこの指とまれというやり方で人たちを集めて、そしてさあどうぞとこれがこれからの行政の違った側面ではないかこんなふうに思うわけです。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（笹沢 武君） 以上で、通告8番、池田健一郎議員の通告の全てを終了いたします。

続きまして、通告9番、奥田敏治議員の質問を許可いたします。

奥田敏治議員。

(5番 奥田敏治君 登壇)

○5番(奥田敏治君) 通告番号9番、議席番号5番、奥田敏治です。

私は、介護保険のことで幾つか質問いたします。

ことしは、介護保険制度が発足して15年たち、3年ごとの見直しも5回目となり、今までにない大規模な法改定となりました。全面実施には2018年4月まで、3年間もの期間を要するというものです。

厚労省が発表している数字では、10年後、団塊の世代の人々が後期高齢者になり、介護を要する人が急激に多くなるのです。このときになって、介護保険の破綻をなくすための準備としての取り組みだということです。

我が町は、数年前から取り組んだサポーターの養成が活かされ、ことしから新規事業を他の市町村に先駆けて発足できました。この事業がさらに発展することを願い、幾つかの質問をいたします。

スタートした改定法によると、要支援1、2の認定されている方はホームヘルプサービスとデイサービスを受けられないというような解釈もできるんですが、この場合この町ではどのように変わったのでしょうか。

○議長(笹沢 武君) 古畑洋子保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) お答えいたします。

要支援1、2の方の従前のサービスは、国が定めるサービス基準、単価に移行しておりますので、サービスの低下はありません。昨年度までの要支援認定者のうち、訪問・通所サービスのみ利用者は、以前と変わらずに既存のサービスを御利用していただいております。

変更点としましては2点ほどございます。

1点目としましては、自立支援を目指した新たなサービスとして、訪問・通所ともに緩和した基準による身体介護を伴わないサービスAと、住民主体による支援サービスBが新たにふえたことです。

2点目としましては、チェックリストで該当になると、要支援認定を受けずに状態に合ったサービスが早期に利用でき、介護予防サービスの幅も広がったため、身

体状況に見合ったサービスの提供がより可能となったことです。

なお、当然のことではあります。本人の状態がよくなればサービス量を減らすなど、自立に向けたケアマネジメントをすることになっておりますが、サービスの低下ではなく本人の自立支援であることを御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 奥田議員。

○5番（奥田敏治君） 続いて質問いたします。

今までは、介護保険利用者の場合誰もが1割負担だったのですが、ことしの8月から所得の多い方の場合は2割負担になったのです。この町では、それに該当する人の人数とその割合についてお知らせください。

○議長（笹沢 武君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えします。

原則としましては、2割負担の該当者は、本人が課税されている合計所得金額が160万円以上の方となります。8月末現在、認定者数472名のうちの6.5%に当たる31名が該当です。

7月31日の信濃毎日新聞では、県内19市の平均が8.1%と報道されましたが、それに比べると当町の該当者数は比較的少なくなっております。負担割合証を発行して1カ月半ほど経過しましたが、特別な問い合わせもありませんので、制度改正の目的である費用負担の公平化に対し、一定の御理解をいただいているものと考えております。

○議長（笹沢 武君） 奥田議員。

○5番（奥田敏治君） さらに続けたいと思っております。

施設を利用している方々で、補助金が減らされて部屋の利用料や食事の負担金が高くなって困っているという方がいると聞いていますが、そのような方は何人ぐらいいるのですか。またどれぐらい負担がふえているのですか。

○議長（笹沢 武君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えします。

平成27年7月末までは、該当施設、これは特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、この3つを言いますが、利用者全ての方が部屋代、食費の自己負担軽減を受けておりましたが、8月から費用負担の公平化によりまして、

対象者の条件に資産要件が加わっております。

原則としまして、本人が非課税世帯で預貯金等の資産が1,000万円以下、また配偶者がいる場合は2,000万円以下の方は自己負担軽減の対象となります。一定の資産のある方は自己負担の軽減が受けられなくなる制度で、補助金が削減されるものではございません。

今回、該当施設利用者100名の方に対しまして、6月中旬に申請勧奨を行ったところ、8月末現在91名の利用負担軽減認定申請があり、80名の方に負担軽減認定を行いました。

認定非該当となった方は認定決定通知を発行しておりますが、特別な問い合わせもなく、こちらについても制度の改正に対しまして一定の御理解をいただいているものと考えております。

○議長（笹沢 武君） 奥田議員。

○5番（奥田敏治君） 最後の質問に入りたいと思います。

介護予防のための介護予防教室、ブラッシュアップなどの事業をされていますが、ことしから専門家によらない住民主体の通所型サービスBという、新規事業を町内3カ所で実施しているようですが、その利用者数とサポーターの数をお聞かせください。

○議長（笹沢 武君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

さきの御質問でお答えしたとおり、介護予防サービスの選択肢がふえたことにより、事業対象者の身体状況等に合ったケアマネジメントが今まで以上に可能となりました。

昨年度までは、地域包括支援センターで要支援認定者約50名のケアマネジメントを行っておりましたが、現在では3.6倍に当たる約180名のケアマネジメントを行っております。

住民主体によるサービスBでございますけれども、こちら訪問型と通所型がございます。訪問型につきましてはシルバー人材センター、通所型につきましてははつらつサポーターに委託をしております、利用者でございますが訪問型が1名、通所型が79名の御利用をいただいております。

利用者の負担につきましては、訪問型が既存のサービスが1時間290円に対し

まして1時間100円の御負担、通所型につきましては、既存のサービス1回410円に対しまして1回110円となっており、利用者の負担が軽減され、自立支援を目指した介護予防事業が展開されております。

はつらつサポーターに委託をしておりますはつらつ介護予防教室でございますが、議員のお話のとおり3カ所で今実施をしております、豊昇地区世代間交流センター、西軽井沢公民館、一里塚地区世代間交流センターで実施をしております。こちらは月1回の実施でございます。こちらは、やはり利用者からも大変好評をいただくとともに、従事しているサポーターの皆様もやはり介護予防になっているということが言えると思います。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 奥田議員。

○5番（奥田敏治君） 今報告されたような介護予防事業がますます発展し、いつまでも元気でいられるお年寄りがふえることを私は願ってこの質問を終わります。

○議長（笹沢 武君） 以上で、通告9番、奥田敏治議員の通告の全てを終了いたします。続きまして、通告10番、市村千恵子議員の質問を許可いたします。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子議員 登壇）

○12番（市村千恵子君） 通告番号10番、議席番号12番の市村千恵子です。

2点ほどお聞きいたします。

まず初めに、マイナンバー制度の情報管理は万全かということであります。マイナンバー制度が10月にスタートするわけです。町も広報紙等で周知を図っているわけですがけれども、内容を理解することは大変難しいのではないかと感じているところであります。

6月議会の一般質問の答弁にもあったように、町としても個人情報の課題について懸念されることとして、情報漏えい、なりすまし、情報管理の方法などの3点を挙げておられました。こうした中で、どこまでが義務で、任意で選択できる部分は何かということについても含めてお聞きしていきたいと思っております。

2013年に成立したマイナンバー法は、1、情報管理に個人番号を利用して行う行政事務について98の行政事務が示されました。2の、②また情報提供ネットワークシステムを利用して、1の業務に必要な組織が保有する個人情報の照会、そ

れから突合、突き合わせですけど突合を行う行政機関、団体の種類について、120項目が列挙されています。

マイナンバーを利用した個人情報の情報連携は、社会保障分野で年金、雇用保険、介護保険、国保、健保、奨学金、各種福祉制度、公営住宅ほか。税務分野においては、国税、地方税、災害対策分野においては被災者支援、被災者台帳の3分野となっていました。この9月3日、マイナンバー施行もされてない中で、共通番号マイナンバーの利用範囲を拡大する改正マイナンバー法案が衆議院本会議で可決されました。年金情報流出の反省もないままに、プライバシー性の極めて高い個人の預貯金や特定健診情報なども利用対象にすることが決まってしまうました。

改正法の成立でありますけど、金融機関は2018年、平成30年の1月から預金者の同意があれば口座番号とマイナンバーを結びつけるひもつけができる。マイナンバーの活用範囲が現在決まっている制度より広がり、国による金融資産の監視体制が強化されることになりました。政府は、個人の所得だけでなく預金などの金融資産情報を管理することになります。

複数の講座を持つ人の預金残高を把握し、お金の流れが詳細に分かれれば脱税や年金の不正受給も防げる。結びつけられた口座が少なければ、政府は2021年以降のひもつけの義務化も視野に入れているとの報道もあります。

また、一体で審議された改正個人情報保護法も成立したわけです。企業が持つ膨大な個人情報、ビッグデータが使用しやすくなる。行政の効率化や利便性向上が期待される一方で、個人情報の管理というのが大きな課題となると言われているところです。

来年1月から、特定健診、メタボ健診の履歴、そして2017年、平成29年からは予防接種の履歴もマイナンバーを結びつけ、引っ越しや転職をしても別の自治体や企業に情報を引き継ぎやすくなる。健康にかかわる情報を管理することで、生活習慣の予防や医療費の無駄遣いを防ぐ効果などを期待するとしていますが、私たち個人の国民の側からすればプライバシーが全て管理されていることへの懸念や、個人情報の漏えい、不正使用などの非常に不安が大きく増大するものだと思います。

先ほども言ったように、なかなかこのマイナンバー制度自体が住民の理解が十分に進んでいないという点では、内閣府がアンケート調査を行いました。内閣府政府広報室の7月8月にかけて行ったアンケート調査でありますけれども、これは

1月にも行っているなので同じ設問の部分もあります。その1月の部分とも比較されておりまして。

この調査によれば、「マイナンバー制度について知っていましたか」の問いには、「内容まで知っていた」が1月の段階で28%がこの7月においては43.5%に、「内容は知らなかったが言葉は聞いたことある」が43%が46.8%に、ややふえています。「知らなかった」は28.6%から9.8%に減っています。

この言葉は聞いたことがある、内容は知らないが言葉は聞いたことがあると知らなかったを合わせればもう半数以上にも上っていると。これでは周知が図られているという状況はではないなというふうに推察できるわけです。

マイナンバーに対する懸念を言うと、「マイナンバー制度における個人情報の取り扱いに関することでああなたが最も不安に思うことはなんですか」の1つだけお答えくださいというところがありますが、「国により個人情報が一元に管理され、監視監督される恐れがあること」については、1月の段階で18.2%がこの4月においては14.4%に。

「個人情報が漏えいすることによりプライバシーが侵害される恐れがあること」という、懸念する不安に思うことということは1月の段階では32.6%が34.5%と微増しております。「マイナンバーや個人情報の不正使用により、被害に遭う恐れがある」と感じている人は32.3%が38%に増加しています。

内容をだんだんわかってきた方が、最初は28.3%が43.5%になったので、だんだんちょっとわかってきた中でやはり不安も増大してるのかなという感じが受けました。

マイナンバーに対する期待においては複数回答でありましたけど、「社会保障、税、災害対策に関する行政事務で、添付書類が減るなどの手続きが簡単になる」、これは51.4%が38.7%に減少、「個人カード1枚で健康保険証などの複数の機能を持たせることができるようになる」というのは、38.2%から32.9%にこれも減少しています。

「社会保障の不正受給や税の不正還付を防ぐことができる」、これも33%から27.5%に減少、「社会保障、税、災害対策の各種業務、行政事務の効率性が高まる」という答えは30.9%から、これもまた22.9%に減少してるわけです。

「社会保障を必要としてるにもかかわらず、制度を知らないために機会を逃して

いる人への給付ができるようになる」は27.7%から21.6%に減少、「特に期待することはない」が23.3%が31.2%に増加し、「個人カードの取得を希望しますか」の問いには「取得を希望する」が24.3%、「取得を希望しない」が25.8%、「現時点では未定」が47.3%ということでありました。

政府もこの間マイナンバー制度に力を入れて、私たちも広報紙、こういうものもいただいているんですけども、なかなか国民の理解が進んでない現状なのかなという気はいたします。

そういう中で10月5日、もういよいよ住民票のある住所のところに番号を記載した書類が簡易書留で郵送されます。来年1月からは住んでいる自治体に申請すれば、そのマイナンバーや顔写真が記載されたマイナンバーカードというのを受け取り、公的な身分証明証として使うことができます。

しかし、でも多くの国民が制度を詳しく知らず、むしろ情報漏れへの不安が広がっている現状の中で、地方自治体や企業の対策も遅れています。こんな状態で、厳重な保管が必要な番号の通知を始めることは、個人情報に危険にさらすのではないかと危惧されます。

実施に突き進むのが無謀だというような御意見もあるわけですが、この間の9月6日の信濃毎日新聞の社説にマイナンバーとして出ておりました。この中には、「使い道の拡大は施行から3年後、2018年10月以降だったはずだ」と。余りにも拙速だという社説の指摘もありました。こういう中で、利用の拡大がどんどん決まっていくわけですけども、当町においてはこれがもう準備っていうのは進んでいるのでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 尾台清注総務課。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。

いろいろとこの国策であるマイナンバー制度の解説をいただきましてありがとうございました。御指摘の報道がよくされているところだと思います。

御質問いただいている中には、この中でどこまでが義務で、任意で選択できるのは何かについて問うといただいておりますので、まずこのことについてお話をさせていただきます。

義務と任意の選択については、まとめて本当にお話すると、住民の義務というの

は特にございません。町は法定受託事務として利用することが義務づけられておりますので、このことはちょうど2002年に稼働しました住基ネット導入のときと同じであろうかなと思ってます。この住基ネットも、最後まで接続していなかった福島県の矢祭町、これも2015年の3月30日に接続することとなっております。

次に、任意で選択できるものとしては、住民は個人番号カードの交付、これは任意でございます。先ほどの市村議員の説明にもありましたように、24.3%の方が希望するという形でありますので、24.3%しか希望する方はいないということでもあろうかと。また、町にはこれは任意で選択するものはございません。国策として住基ネットと同様に取次いで取り組んでいかなければならないものとなっております。

そういうことの中で、既に御存じのこととは思いますが、私のほうからもマイナンバーについて少し説明をさせていただきたいと思っております。

マイナンバーは、住民票を有する全ての人に1人1つの番号を付して、先ほどのお話のとおりダブりますけれども社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものであります。国では、マイナンバーを行政の効率化のツールとして、そして住民の皆様の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤としております。

何度も出ますが、この10月からは住民票を有する方一人一人に、12けたのマイナンバーを通知するための通知カードが郵送されることとなります。この通知は、国から原則として住民票に登録されている住所宛に送られることとなります。

この通知カードは、住民票の住所地に簡易書留で届きますけれども、東日本大震災による避難者、DV、ストーカー行為等の被害者、ひとり暮らしで長期間医療機関や施設に入院されている方については、事前に居所情報を登録申請することによりまして、登録された居所で受け取ることができます。

その後、平成28年1月以降に市町村に申請すると個人番号カード、このカードの券の面には氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載されて、ここに本人の写真もつくというものが交付されます。この個人番号カードについては、本人の意思に基づき市町村長が作成、交付されることとなります。

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カード

に搭載されております I C チップによりまして電子証明書が使えることとなりますので、イータックス、国税の電子申告納税システムになりますけれども、を初めとした各種電子申請が行えるようになります。

個人番号カードに搭載される I C チップには券の面に書かれている情報のほか電子申請のための電子証明書が記録されます。税や年金の情報、所得情報など、プライバシー性の高い情報はここには記録されてはおりません。

個人番号カード 1 枚から、全ての個人情報却不知道にならない仕組みになってはおりません。国では、個人番号カードは各種手続におけるマイナンバーの確認及び本人確認の手段として用いられるなど、国民生活の利便性の向上に資するものとして、できるだけ多くの皆様に取得していただきたいと考えいろいろと広報をされているところでございます。

その他、個人番号カードの電子証明書によりまして、マイナンバーについての情報のやり取りを閲覧できる、これマイナポータルを利用することができます。なお、6 月の説明の際にはマイポータルと説明させていただいておりますけれども、確認しましたところ本年の 4 月より正式にはマイナポータルと変更となっておりますので、これからは正式名称であるマイナポータルとさせていただきます。

このマイナポータルには、行政機関がマイナンバーについての個人情報をいつ、どこで、どことやり取りしたかが確認できるほか、行政機関が保有する個人に関する情報や行政機関からの個人に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるもので、平成 29 年 1 月から利用できる予定です。

このところで、個人情報の漏えいという部分で心配されているセキュリティのところがありますけれども、このところではなりすましの防止とセキュリティを十分に配慮するために、このマイナポータルを利用する際にも、個人番号カードに格納された電子情報とパスワードを組み合わせ確認する公的個人認証を採用することとなっております。本人確認を行うための情報としてのマイナンバーを用いない仕組みが考えられております。このため、少し使い勝手は悪くなるかもしれませんが、大変強固なセキュリティが確保されることとなっております。

また最後になりましたが、町としてはこのマイナンバーの関係について粛々と事務事業を進めておりますので、滞りのない形で進めておるということで御理解ください。

○議長（笹沢 武君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 今総務課長のほうから答弁いただきました。町のほうとしての義務はないということでありましたけど、私たち国民ていいますか住民側からすれば2016年1月、来年の1月から源泉徴収票など税務当局に提出する申請書、届出書、調書、それから会社などの健康保険の被扶養者届には、自分のそのマイナンバーをきちっと記載しなきゃいけないというのが私たちに義務づけられているわけですね。ですから、本当にマイナンバーっていうものの取り扱いが非常に大事になってくるのかなっていうふうに思っているところです。

また先ほどもありましたように、これは私たち個人個人もそうですけれども本当に町内の業者の人、それからアルバイトを抱えてたりパート職員を抱えてたりする事業所の人たちも、全てこのマイナンバー、法人っていうかそういう事業者の人もいろいろ、お給料は来年の1月からこのマイナンバーを使ってお給料支払いをするということなので、非常にこの情報っていうものの管理っていうのが重大っていうか、処罰もあるので本当に厳しい内容となっているということが報じられているわけです。

ちなみに、100人従業員がいて支店が数カ所の企業であれば、その試算すると初期投資っていうのが1,000万ぐらいかかって、そのセキュリティなどのランニングコストは400万、それで中小業者で言えばそうですね、全国商工団体連合会などで書いてあったことですが、マイナンバー対応のコストが1業者当たり平均109万円とも言われてて、中小業者にとっては本当にこの制度っていうのが疑問と負担感、それから罰則への不安が広がっているとの報道もございます。

3月の段階でしたけど、日本情報経済社会推進協会などが3月に行った調査によれば、マイナンバー制度へのシステム完了したのが企業では、これは50人以上の国内の企業でありますけれども18.2%、これ3月ですからその後大分進んではきているのかもしれませんが、非常に来年1月からの実施というのは大変なのかなというふうに思うところです。

ちょっと1点お聞きしたいんですけど、さっき課長も答弁されました。6月の質問の段階のときにはまだ示されていないということだったんですけど、先ほどもうDVとかここに住民票がなくてDVで避難しているとか、それから被災されてる方が御代田にいるとか、それから介護施設に入っているとかがいろいろあるわけですが、

児童虐待とかのこととかひとり暮らしとか、長期間医療施設に入院入所されているという方には、町に申請すればこれが、8月24日から9月25日の間ですか町に申請すればきちんと届きますよってことなんですけど、この申請っていうのはどのくらい上がってきているのでしょうか。

っていうのは、またもう1つあるんですけど、これは9月3日の新聞でありましたけど、9月3日にはこのマイナンバー法の改正案っていうのが成立した日ですけど、これでどんどんこのマイナンバーが利用できるのが預金のことにつながったとか、それから健康の特定健診の履歴にもつながってとかっていう報道なんですけど、その中で個人番号の通知カードが275万世帯届かぬ恐れっていうことが出てました。

複数の自治体を抽出して、サンプル調査でわかったらしいですが、不着世帯数はさらに膨らむ恐れもあり、関係省庁、自治体が対応に急いでるっていうことなんですけど、当町ではそういうのがないのか。

それから、ちょっとやっぱ懸念するところでは、認知高齢者や障害者の中にはカードが何か、送られてきても、先ほど言ってましたけどそういう中で送られてきてもなかなか判断できないということもあると思うんですけども、そういうのにはヘルパーさんが対応するよという厚生労働省のあれもあるみたいですが、そういう点については町内での対応っていうのはどうなんでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 荻原 浩町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） お答えいたします。

まず、住所等の申請の件数云々ちょっと確たる数字は持ち合わせておりませんが、あるということはありません。ただ何名云々っていうことになると、DVいろいろの問題がありますので、そういった事例も対応はさせていただいております。

あとこのマイナンバー法、実は今回10月からいよいよもう有無を言わずカードとして番号が通知されます。実は、法律で決まったのはもう数年前、やりますということが決まった段階からそういった不着の問題は懸念されておまして、住民票の記載なども今までは、特にアパートにお住まいの方は大字どこどこ何番地までしか住民票には記載がなくて、何々アパート何号室までの記載等は本人の選択で、記載される方としない方っていうのがいらっしゃいました。

そういうのも全て調査して、住民票の記載にアパート名と何号室まで記載させて

いただきますっていう確認をみんな個人に取りなさいっていう事務もやってきてまいりました。

それぞれの該当となるお宅に通知を送信して、実はこれこれこういうわけこうさせて、それは選択制ではなくて、こういうふうにさせていただきますというような通知をしてきたところでございます。

認知症云々っていうところで、届いてもわからないっていうの当然そういったことも、それは施設の管理者ですとか後見人の方ですとか、そういった方々に対応していただくようにというようなことが、もう1年ちょっと前あたりからもう準備は着々と進められているというのが現状です。町の住基のほうも一通りそういった整備は、住民票の記載については準備を整えてきております。

それで不着の問題ですけれど、私もその新聞も見ましたし当然ほかの、例えば税務課ですとかほかのたくさん出すような通知はそのうち何件かは今までも返ってきてるような状況がございました。

全国民に機構のほうで一遍に発送はするんですけど、実は不着となったのはその各自治体で連絡を取りなさいということにされております。これも先ほど総務課長が話してましたけど、それは町として義務でやらなければいけないっていうふうにされておりますので、おっしゃるとおり5%ぐらいが不着になるっていう、それもやっと、そんなのはもう自治体からしてみればもう制度の始まる、検討がされているころからそういう懸念ありますよっていうのは散々言ってたわけですけどなかなかその辺は耳を貸さずに、ここに来てようやく通知分をプレ発送したらやっぱり言うとおりの5%近いのが、もう実際に返ってきたのはもっと多い割合で返ってきてるんですけど、全国的に試算すると5%ぐらいは返ってきてしまうでしょうと、今ごろになってやっとそんな数字を出してきたっていう経過があります。

御代田町は約7,000世帯、7,000戸ですか、がありますので、全部が1戸ということではありませんけれど、5%とするとうち350通ぐらいは返ってきてしまう恐れも否定できません。

今回の補正予算等でもお願いしておりますように、臨時職員等で対応しなければいけない部分もありますので、そういった予算措置をお願いしているところでございます。

ただ、そういった予算措置に対する国からの財政的な支援というのは本当にわず

かな部分でございます。やることばかり多く、企業と町も全く同じ状況です。やらされることばかり多くて財政負担も多くなって大変な事業もふえてきてるというのが実情でございます。

○議長（笹沢 武君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） それで、済いません情報漏えいとかいう部分でちょっとお聞きしていきたいと思うんですけど、2003年からこの番号制度の前には住基ネットって、先ほど答弁いただきましたけど矢祭町が入らなかったと。それで、その後入ったという中で実施されたわけですけれども、これも個人の認証できるICチップとかないんですけれども、でもその後何か500円でICチップつきなので、ETCじゃなくてあれですか電子（発言する者あり）はい、電子で確定申告ができるやつですね、イータックス、失礼しました。

ICチップをつくった記憶あるんですけれども、その住基カードを御代田町、ですから今回この条例が上がってるわけですよ、これで番号カードがなるので住基カードはもう即座にそこで、何か住基カードと番号カードは同時に持てないっていうのが、住基カードはだからもうこれで廃止ってことになるんでしょうけど、実際この2003年から始まってどのくらい発行されたんでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。

住基カード、平成27年8月末までの所持者数ですが287件だそうです。平成26年度の新規が30枚。ちなみに、平成27年の4月1日から8月31日までは6枚でございます。

市村議員のお話のように、イータックスを使っていただくために国で国策の中で、町も住基カードの手数料免除をしたことがございます。平成20、21、22のときでしたが、このときは平成20年で85枚ありました。平成21年51枚、平成22年44枚ですが、その後23年からまた有料になりまして38枚、24年25枚、平成25年20枚とだんだん減ってきているというような状況で、住基カードの発行枚数についてはさほど多くはないと。

国の中でも、住基カードを利用している人は5%とも言われることもありますもんですから、それについてただ町がいろいろお話申し上げることはございませんのでよろしく申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 今の住基カード、これからは住基カードから番号カード、同時に2枚持つことができないってことなので、今持ってるこの287名の方はもう廃棄ってということになるということですよ。はい。

それで、このセキュリティの問題なんですけども、国の中で自治体の中で年金の情報が漏れたときに、当町の場合は委員会の中でも何回かお聞きしました。この予算が出てくるたびに、セキュリティは大丈夫ですかってということをお話したら、御代田の場合はインターネットとその情報と基幹系をきちっと分けているのでセキュリティは大丈夫ですと。

ただ、その中間サーバーのところを送っているという話だったように思うわけですが、これからもこの番号の場合は全国の中で2カ所の中間サーバーに預けるといふ形なるんでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。

市村議員がお調べいただいたとおりだと思います。ただ今も言うとおおり、庁舎のときにもお話させていただきましたけれど、情報系についてはこれはインターネットにつながってますけれど、基幹業務についてはL G W A N、これ行政の専用線です。ローカルガバメントかな、ワイドエリアネットワークというL G W A Nで接続しておりますので、これには民間の施設等々一切接続してございません。そういうことの中でセキュリティが確保されていると。そのシステム上の部分では確保されているというふうに考えております。

○議長（笹沢 武君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 今の場合、パソコンの中から情報と基幹系っていうの分けるので、この間の年金機構みたいにメールを開けてっていうのはないというお話がありました。

中間サーバーに預けてるわけですけども、この中間サーバーというのも、今本当にこういう情報のサイバー攻撃っていうのがどんどん、しっかり網を掛けるとそれを破る人がいて、また網を掛けて破るってもうたちごっこのような部分があるんですけれども、この全国2カ所に、だから国はこの情報を分離管理するっていうのと、あと役所間のやり取りはマイナンバーを使わず別の符号を用いる、だから仮

にマイナンバー流出してもそこから個人の情報が芋づる式にたぐられることはない
と政府の説明です。

ただ、情報を役所間などでやり取りする途中に、中間サーバーには他機関から照
会を受けた際に提供できるように、常時個人情報の副本、コピーが保存されていま
す。特に、地方公共団体が設置する中間サーバーについては、経費節減やセキュリ
ティ対策、運用の安定性確保の観点から全国2カ所に共同化集約化が図られました。
ここがサイバー攻撃を受けたときには、大量の情報が一網打尽に漏れるのではない
かという懸念があるわけですが、この点はどうなのでしょう。

○議長（笹沢 武君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。

ないかと言えはあります。

○議長（笹沢 武君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） そうですね。やはり100%っていうないところでは、非常
にやはり危険なものだということも言われているところでもあります。

また1つ、そういう中で国はこういう情報をちゃんと制度化の中で限定していく
っていうなことを言ってるわけですよ、使えるものを決めていくっていう中で、も
うどんどんその利用の範囲を広げてるって言いますか、安倍首相が総合戦略本部の
分科会が今年の5月の発表で中間取りまとめしたわけですが、このIT戦略の中
では戸籍事務、パスポート事務、医療介護、健康情報の管理、自動車登録の各分野
などを挙げた。ことし6月に改定した成長戦略でも、2017年度以降個人番号
カードをキャッシュカードやクレジットカードとして利用できるように検討すると
も明記されました。

きょうの新聞報道によれば、このマイナンバーを2017年の4月から消費税が
10%という計画の中においては、低所得者の人には軽減税率をやるって言ったん
ですけどそれができなかつた。そういう中で、その食料品は、このマイナンバー
をスーパーにかざしてポイントをもらって現金を今度振り込んでもらうみたいなも
のを新聞報道ありました。そういう中で、セキュリティが100%でない中でどん
どん拡大するほうが広がっているっていう懸念があるということをやっと申し添
えたいと思います。

さらにもう1つちょっと大きな心配なんですけど、先ほどなりすましかいうよ

うなものに対しての対策っていうのは大丈夫でしょうか。

○議長（笹沢 武君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） 先ほどお答えしましたとおり、マイナポータル使うときと同じように公的個人認証を使いますので、なりすましにはなりにくいかなど。100ではないとは思いますが確実に。

○議長（笹沢 武君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 100%ではないということがあると思います。

9月6日の信濃毎日新聞社説にありました。かなりこれ長いんで、最後のほうなんですけどちょっと気になった部分なんですけど、このマイナンバーそういったその情報が漏れるって、それから偽造されるっていうほかに、個人情報をも国が握る不安とのタイトルで全部出てましたけれども、その中に「番号制度は情報を自分でコントロールする権利を侵害する、治安維持に使われるおそれもある、個人としての尊重をうたう憲法や秘密法性、安保法制との関連で考えるべきだ」というのが上智大学教授の田島泰彦さん、憲法メディア法は警鐘を鳴らすと。「日本に滞在する外国人が在留カードで管理されるように、国民が内国人としての番号カードで管理される社会になりかない。田島さんの指摘を杞憂、心配のし過ぎと言って済ませることができるだろうか。番号は事件捜査に使うことができる、警察などの利用に対しては運用を監視する個人情報保護委員会の権限も及ばない。似た仕組みはアメリカ初め世界各国にある。情報流出やなりすましに悩む国は少なくない。

このうち、カナダは利用範囲を狭める方向に転換した。英国では労働党政権で導入を始めたが、自由の侵害を懸念する声の高まりを受けて保守党と自由民主党による連立政権への交代後に廃止した。ドイツは憲法の制約を理由に導入せず、税、社会保障などの分野ごとの番号を使っていると。税負担公平のうたい文句に対して過大な期待を戒める声もある。富裕層の所得や資産は、マイナンバーでは把握しきれない。脱税を摘発するには地道な税務調査しかないというのだ。使い道を広げていって本当に大丈夫か。通知カードが届いたらもう一度考え議論しよう」という内容でした。

非常に私の思いと一致する部分でしたので（発言する者あり）済ませません。ちょっとやっぱり、そういう対応もしっかりした中で開始していかないといけないのではないかという思いから御紹介しました。これについては終わります。

次に行きます。さらなる安全安心なまちづくりをということで、町もこの間安心・安全なまちづくりにさまざまな対応をされているわけです。

この間、街灯、防犯灯ですか、の設置とかそれからカーブミラーの設置など、時々に行われているわけですが、さらにかなり暗いとか、それからやはり地区と地区の間ですかそういうところの街灯がないのでつけて欲しいとかいう要望もございますし、またその一旦停止線っていうのがどんどんお家が建ったり道があく中で、でも道路などではある程度一時停止線っていうのは道路整備するときにやるんだと思うんですけども、その後いろいろな脇道があいたりとかする中で、一時停止線を望む声、それからさらなる防犯灯の設置というものもあります。以前に道路照明灯について、何か道路整備するときには道路照明灯をつけなきゃいけないっていうのもあるというふうなお話も聞いたわけです。

このカーブミラーの設置ということもあるんですけども、これらそれぞれの設置基準というものがやっぱあると思うんですけども、当町においては全国の中では何か規則なのか、ちゃんとカーブミラー設置要綱みたいなのがあってできてるということもあるんですけども、当町の場合はどのような設置基準になっているのかその点についてお伺いします。

○議長（笹沢 武君） 大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

まず停止線のほうの設置基準のほうから、じゃあ御説明いたします。停止線とは、車両のいかなる部分もその線を越えて停止してはならないことを示す標識であり、信号交差点の流入部、横断歩道の手前、一時停止交差点の非優先道路の流入部には、必ず設置するというふうになっております。

設置位置が不適當でありますと、単に遵守率が悪くなるばかりでなく交通事故発生の要因となりますので、実施に当たっては交通運用を十分理解した上で停止線の位置を決定すべきであるとしてございます。

こちらのほうは、『道路構造令の解説と運用』などからちょっと抜粋して御説明しているところでございます。

停止線の位置における一般的留意事項といたしましては、1といたしまして、停止線は原則として車道中心線に直角に設置することになってございます。2番目と

いたしまして、横断歩道がある場合はその手前1から2mの位置に設置する。3番目といたしまして、交差道路側の走行車両を十分な見通し距離を持って視認できる位置に設置する。4番目といたしまして、交差道路側の右左折車の走行に支障を与えない位置に設置する。5番目といたしまして、交差点での二輪車の巻き込み事故防止のために二段停止線を設置することができる。こちらは交通量の多い大きな交差点でよく見かけられますが、四輪車の前に二輪車の1台分スペースとして三、四mを別に確保している停止線でございます。

さらに、ちょっと専門用語になって申しわけございませんが、なるべく細かく説明してはいきたいと思いますが、細街路って言われておるいわゆる生活道路ですね、細かいとか細い街路における処理といたしましては、幅員の狭い細街路、生活道路では、交差道路からの右左折車両の走行に支障を来たすことがないように、停止線の位置を数m後退させて設置することになります。

ただし、この場合には交差道路側の車両を視認できる見通し距離に問題が生じるということから、その対策といたしましては3つございまして、1つは視認できる十分な隅切りを行うということ。2番目といたしまして、沿道条件等でどうしても十分な隅切りが不可能ならば信号制御の交差点とする。3番目といたしまして、細街路の交通量が極めて少なく隅切り等の用地確保が困難な場合は道路反射鏡、いわゆるカーブミラーを設置して交差道路を視認させる。として適用に当たっているとございまして。いずれもその交差点の諸条件を十分に検討した上で実施すべきものとして、道路設計の段階からそういったところも注意して計画しているところでございます。

それで、実際のその停止線の設置につきましては、アスファルト舗装の部分、コンクリート舗装もそうですが未舗装は無理なんでアスファルト舗装の部分の道路に、溶融式の幅30から40cm、厚さ1.5mmの規格で通常の外側線と比べまして簡単に消えない強固な白い区画線が引かれることになります。

道路の改築工事の際には、警察等立ち会いのもとで道路管理者などが原因者負担で、復旧も兼ねて設置しているものですが、それ以外通常では公安委員会、警察ですね、のほうで赤線や里道、農道等の未舗装道路以外の交差部で必要な場所に応じて設置されております。

したがって、町では勝手に適当な場所に設置することはできません。地元か

らの要望があれば現地調査を行い、状況を鑑みながら公安委員会等に要望してくというのが現状でございます。当然ながら、全部の出入り箇所には設置されているというわけではございません。

続きまして、道路照明灯のことについてじゃあ説明いたしたいと思います。

こちら『道路構造令の解説と運用』などから抜粋しておりますが、あくまでも防犯灯とかそういったものではなくて、道路の構造体の一部としての照明等の説明に今回限らせていただきます。

照明施設等は、主として夜間における交通の安全と円滑化を図るため、必要がある場合においては照明施設を設けるものとする。照明された道路における障害物の見え方は、照明された路面が明るく相対的に暗い障害物をシルエットとして見ようとするものであり、逆に道路照明のない道路においては運転者は自動車前照灯によって前方の道路を照射し、道路を見通しながらもし障害物があればその反射光によって見ようとするとしています。

道路照明は、設置場所により“連続照明”、“局部照明”、それと“トンネル照明”の3つに大別されます。“連続照明”とは、道路のある区間について原則として一定の間隔に灯具を設置してその区間全体を照明することをいい、一般に交通量が多い市街地等がその対象となっております。

当町におきましては、雪窓向原線の中学校入口からミネベアまでの大林工業団地区間などが挙げられますが、通常は高速道路や国道など比較的高規格基幹道路に設置されることになっております。

2番目といたしましての“局部照明”は、道路において必要な箇所に局部的に照明を行うことを言ひまして、交差点、橋梁、屈曲部、横断歩道、道路の構成要素が変化する箇所、あるいは道路利用上から特に必要がある場所等が対象となります。当町における事例は、国県道と町道との主要交差点等で、児玉地区のふるさと大橋などにおいても設置しているところでございます。

“トンネル照明”とは、トンネルあるいは地下道等を照明することを言ひます。当町における事例は、一般県道草越豊昇佐久線の豊昇隧道内や、国県道を横断する地下歩道構内がこれに該当するものでございます。

道路照明施設の設置に当たっては、輝度均斉度という言葉がございますが、輝度というのは輝く度合ですね、均斉度は、きんは均しいにせいが一斉の斉です。輝度

均斉度を確保するとともに、歩道橋や街路樹等の影が生じないように、適切に灯具配光を選定し配置するものとしてございます。

また、歩道等の照明施設といたしましては、歩行者用照明、防犯灯や街灯類等もこれに当たるとは思いますが、歩行者用照明があり歩行者や自転車の交通の安全を目的とした必要性や、地区からの要望等に応じて設置されているものでございます。

続きまして、道路反射鏡の設置基準に入りたいと思いますが、道路反射鏡もやはり『道路構造令の解説と運用』等にもありましてそういったところから抜粋しますと、道路の屈曲部、見通しの悪い交差点等には他の車両等を確認するため、必要がある場合において道路反射鏡を設けるものとしているものでございます。

道路の構造は、本来反射鏡を設置する必要がないようにその基準が定められておりますが、山岳地帯の屈曲部や小さな曲線半径の場所、または見通しの悪い交差点等において運転席からは見えない場所にいる車や、歩行者の存在を知らせてくれるものとして、交通事故が発生する恐れのある場所では道路反射鏡の設置が必要になるということから、道路反射鏡には丸型と角型がありまして、一般には丸型の凸面鏡が用いられてございます。

鏡面は反射率が高く、曇り、ひずみ、泡、すじ等その他の欠陥がなく、外力に対して十分な強度を持って耐久に優れ、支柱と基礎は自重と風圧等に対して十分安全でなければならない構造としてございます。

反射鏡の形式、鏡面系、凸面の曲率半径の選定に当たっても、その設置場所での交通状況、道路状況、それと道路の用地や経済性等を十分検討しながら町で設置しているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 今詳細に設置基準をお知らせいただいたわけですけど、カーブミラーにおいては年間でどのくらいの予算ていいますか、何基ぐらいの設置を見込んでるんでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。

町内の設置数について、正確な数はちょっと把握できておりませんが、過去8年の実績から見ますと年平均、町のほうで設置しているものが五、六基ずつ新

設しておりますので、180基程度は今町で設置した道路反射鏡があらうかと思っております。

○議長（笹沢 武君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） カーブミラー等の設置ということで、五、六基程度ということなんですが、どちらにしてもやはり区のほうからの要望の中で町が現況調査しながら設置していくということなので、町内見たところでいろんな声が出てきてるところについてはその区の人たちに対応していただくように伝えていきたいと思えます。

終わります。

○議長（笹沢 武君） 以上で、通告10番、市村千恵子議員の通告の全てを終了いたします。

以上をもちまして、一般通告質問の全てを終了いたします。

本日は、これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散 会 午後 3時12分